

平成 29 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

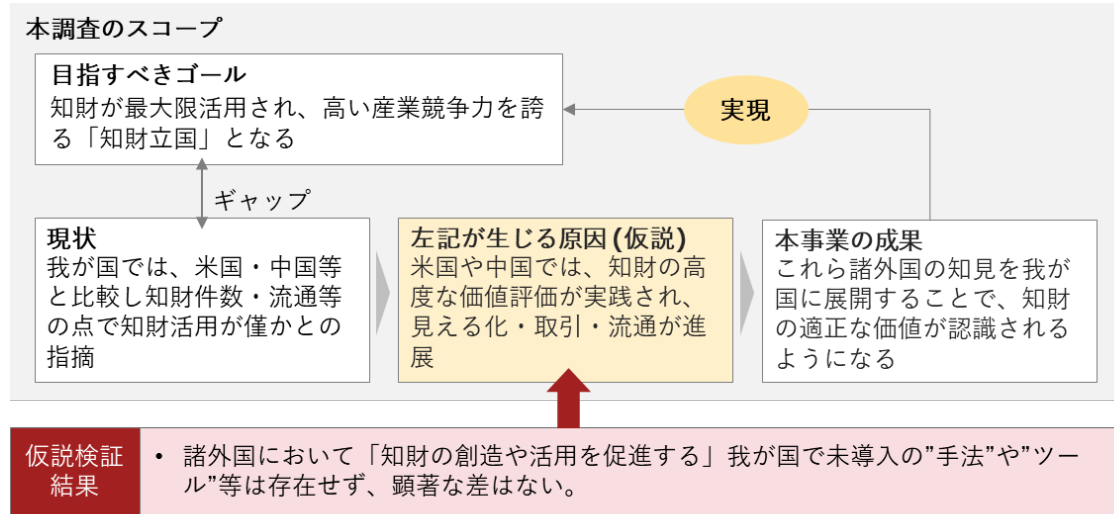
諸外国における知財価値の評価に関する
調査研究報告書

平成 30 年 2 月

P w C コンサルティング合同会社

要 約

本調査では米国・中国等の諸外国における知財価値の認識・評価の実態を明らかにした。調査を通じて、知財の「見える化」や「評価」の手法・ツールの面で、我が国と他国において顕著な差は見られない。他方、知財の活用目的・手段の多様化に応じて「見える化し、取引・流通」の拡大が一部に見られることが明らかとなった。



なぜ、諸外国(特に米国・中国)では「知財の価値が高い」との指摘がなされているのか？

本調査のポイント	・ 諸外国の先進企業は、知的財産の価値について「事業価値への寄与（売上利益向上）」に加え「企業価値への寄与（株価・企業の成長力の向上）」を認識。知財をバリューチェーン全体の中で収益を生むドライバーとして認識し、新事業参入のツール、市場形成やエコシステムを形成する「経営資源」として活用し尽くす戦略を有する ・ その戦略の実行（知財戦略上の多様なオプションの実行）の中で、企業は多様な観点から知財価値の見える化を行い、企業を含む様々なプレイヤー（NPE等）が知財の取引・流通を活発化し、知財の評価機会を生み出している ・ 加えて、中国を中心に補助金制度等の影響により、知財価値に一定のプレミアムが生じている
-----------------	--

3つの論点に関する調査結果

①見える化（自社内での価値評価）の状況	先進企業は、知財を企業間のアライアンス実現や市場形成のための「経営資源」として認識し、市場形成・アライアンス形成等への寄与度についても一つの指標として定性評価（見える化）を実施。加えて、他者（大学・ベンチャー・競合企業等）の事業・知財の定性評価を実行し、多様な評価を企業活動に実装
②取引上の知財評価の状況	知財価値は「技術力」や「事業収益力」といった本質的な観点から定性評価されているが、加えて米国・中国では、買い手視点で知財の買い手をふやすための「マーケティング」や代理人（弁護士等）による「交渉」が実施され、知財の売却がなされることで、その取引価格（定量評価結果）が向上している
③流通に関する実態	流通市場・大学TLO等は、知財とビジネスをつなぐサービスを提供することで知財の「価値化」を実施し、その上で評価・流通を実施している。その中で、隠れた知財価値が顕在化し、価値（売買価格）が高まる事象が多く生じている（なお、知財流通市場には価値ある知財が自然集積する状況には至っていない）

目次

I	調査結果概要	1
1	調査の全体像と課題認識	1
1.1	調査目的	1
1.2	調査内容	2
1.3	ワーキング・グループの実施	5
2	調査結果概要	8
2.1	調査結果全体のまとめ	8
2.2	価値評価が生じる機会と主な方法	11
2.3	各国における公的機関等の施策の概況	13
2.4	見える化・取引・流通の各論点に関する海外動向	15
2.5	海外ヒアリング調査結果	23
3	考察	34
II	各国の環境整備状況に関する調査結果	39
1	諸外国の政府等支援策や知財取引・流通の活発度	39
1.1	国別の分析結果サマリ	40
1.2	各国概況（数値データ等）	42
1.3	各国別データ詳細	43
III	国内ヒアリング調査結果	70
1	ヒアリング実施先について	70
2	ヒアリング結果	71
IV	海外ヒアリング調査結果	72
1	米国調査結果	72
2	中国調査結果	76
3	韓国調査結果	80
4	シンガポール調査結果	82
5	ドイツ調査結果	84
VI	諸外国の憲法における知的財産の調査	86
1	各国憲法における知財の位置づけに関する調査結果	86
2	国別の憲法条文の内容について	88

I 調査結果概要

1 調査の全体像と課題認識

1.1 調査目的

天然資源の乏しい我が国にとって、企業・個人の経済活動や創造活動を支える礎である知財を最大限活用して、産業競争力強化につなげていく「知財立国」を堅持していくことが求められる。知財大国と言われる米国においては急成長ベンチャー企業が継続的に誕生しており、新興国の一つである中国も知財制度の整備を進め、国内・国際特許出願が伸びるなど知財大国を目指した動きを加速させているとの指摘があることを踏まえ、我が国においても、知的創造サイクルを加速・拡大させ、経済・社会の発展の強力なエンジンとしていく必要がある。

このような「知財立国」の地歩を固めるためには、知財の創造を促進するだけでなく、知財マネジメントを強化して知財の活用を進めることが求められ、そのためには、企業等における知財が見える化し、その価値を適正に評価することが必要であると考えられる。しかし、現状では、様々な要因から、我が国の知財の価値が見えない、あるいは不当に低く評価されて、資産デフレが生じ、知財弱小国に陥っているのではないかとの見方もある。

以上の状況を踏まえ、諸外国における知財を含む無形資産の見える化に関する状況、知財のビジネス上の価値の評価に関する状況、知財流通の状況など、知財価値の評価に関する調査・分析をし、①企業等における知財の適正な見える化の在り方、②知財価値の適正な評価の在り方（取引時）、③知財の適正な流通の在り方について検討するための基礎資料を作成することを目的として、本調査研究を実施した。

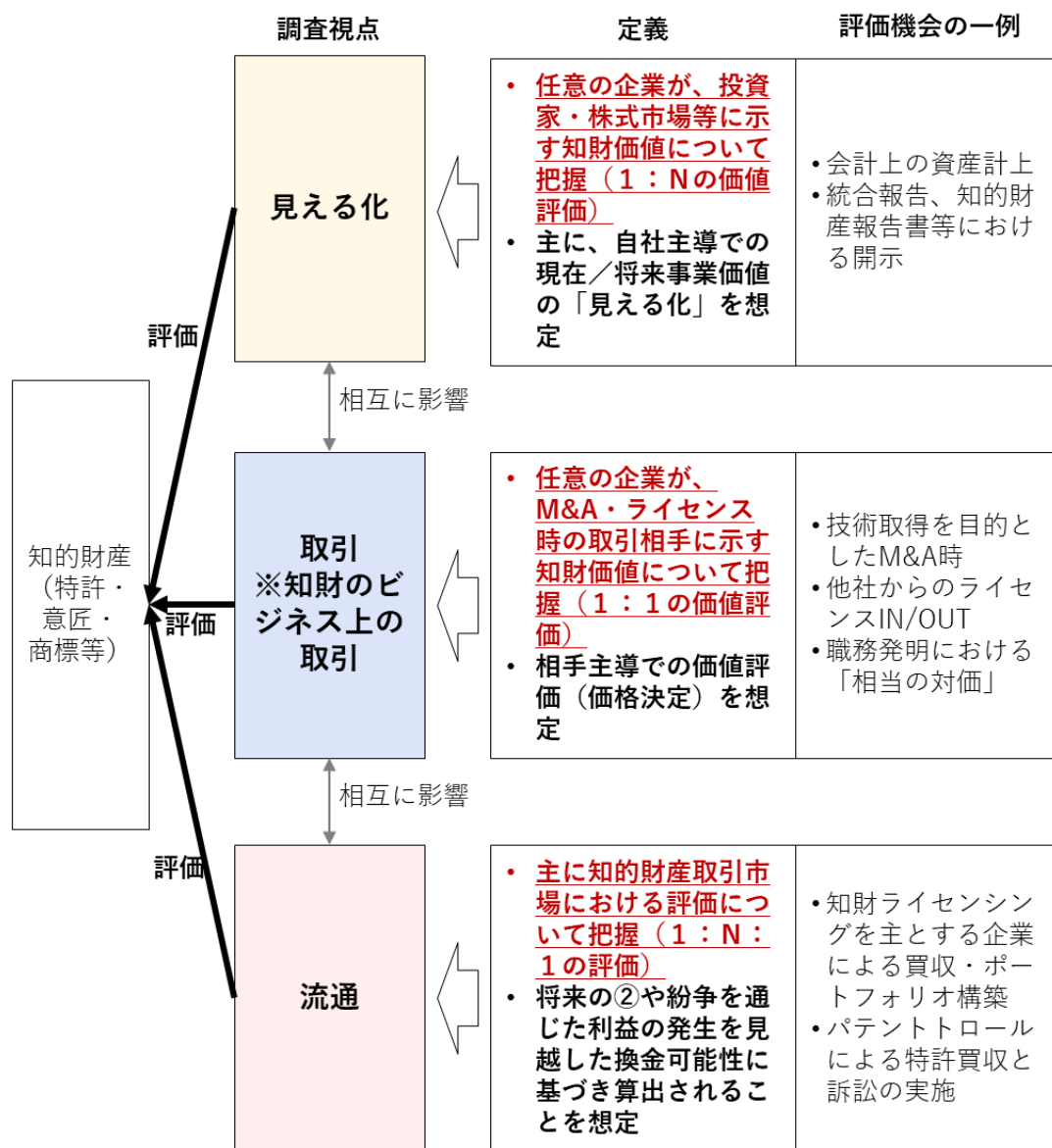
1.2 調査内容

本調査では、知財の「①見える化（自社内での知財評価）」「②評価（他社取引時の知財評価）」「③流通（NPE（Non Practicing Entity）や知財市場を介した知財評価）」の3点に関して、日本および、海外において上記①～③が顕著に進展しているとみられる地域である「米国」・「中国」・「韓国」・「シンガポール」・「ドイツ」の計5か国を対象として、以下の調査を実施した。

- ・ 公開文献調査
- ・ 企業および専門家（監査法人、金融機関、法制度専門家、大学 TLO（Technology Licensing Organization）等）へのヒアリング調査
 - 国内（日本） 9者
 - 米国 10者
 - 中国 7者
 - 韓国 3者
 - シンガポール 5者
 - ドイツ 2者

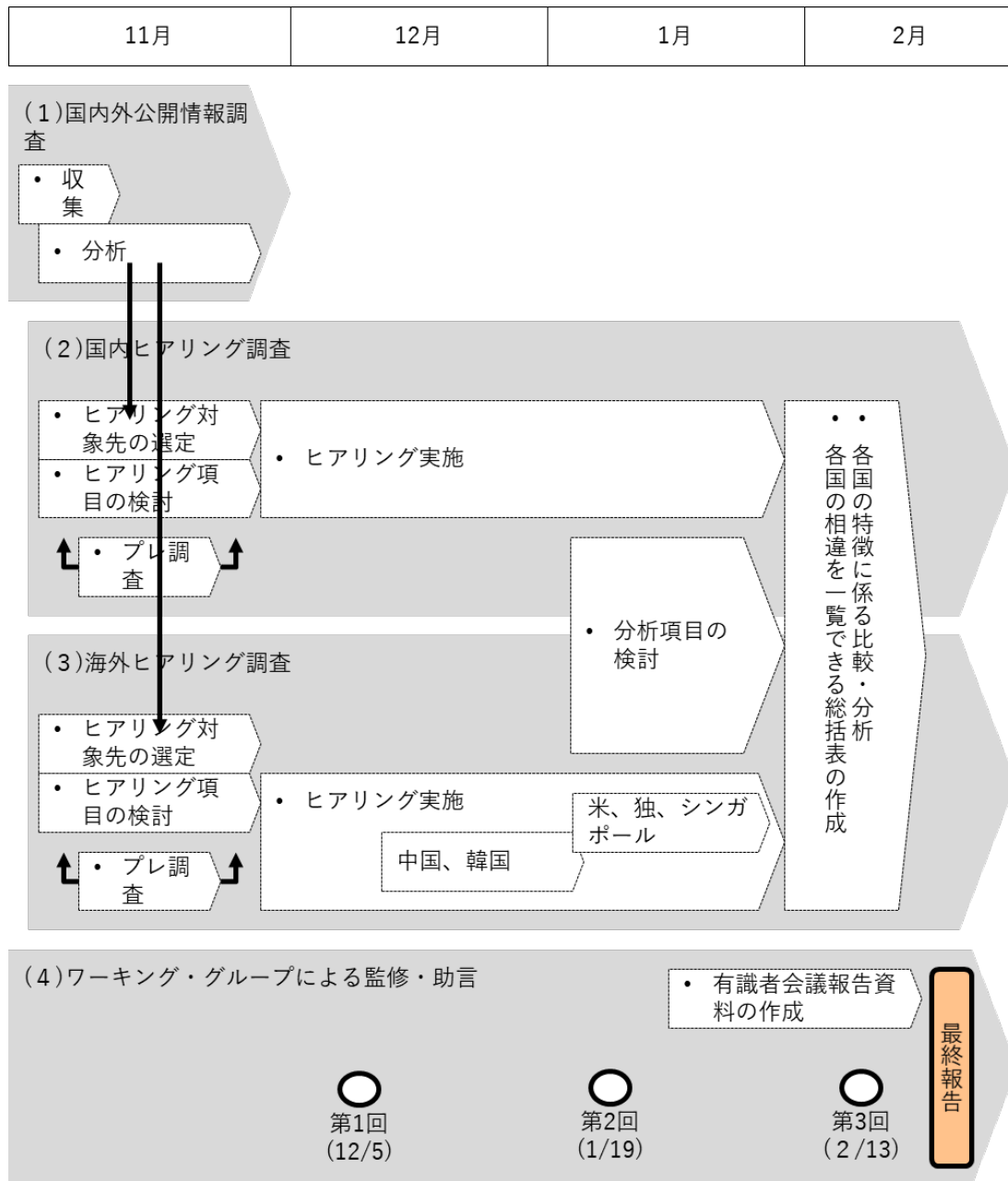
なお、前述の「①見える化」「②取引」「③流通」との語に関する用法・定義は以下の通りとする。

<「見える化」「取引」「流通」の定義について>



なお、本調査全体のスケジュールは以下の通りである。

＜調査スケジュール＞



1.3 ワーキング・グループの実施

本調査では、本分野に精通した有識者・オブザーバー（公認会計士・弁理士）、および省庁関係者や事務局等で構成されるワーキング・グループを立ち上げ、調査の全体像・取り纏めの方針等について、計3回にわたって諸課題やその解決策等を総合的に検討した。

＜ワーキング・グループ各会の内容＞

	主な目的	アジェンダ	開催日
第1回	先行調査結果の報告 調査のポイントについて	調査の全体像 調査状況のご報告・ディスカッション 諸外国の政府施策の全体像ご報告 企業における無形資産価値評価・知財価値評価機会と本調査のポイント 調査先検討の考え方・調査項目について	2017年 12月5日
第2回	国内調査結果の報告 海外ヒアリング結果の報告 中国 韓国 あるべき「評価」「見える化」の在り方に関する仮説検討	調査の全体像 調査状況のご報告・ディスカッション 国内専門家ヒアリング結果のご報告 中国・韓国往訪結果のご報告 最終報告の方針および論点案	2018年 1月19日
第3回	海外ヒアリング結果の報告 米国 シンガポール ドイツ 最終報告書について	調査状況のご報告 米国・シンガポール・ドイツ往訪結果のご報告 調査研究報告書（案）について	2018年 2月13日

<ワーキング・グループ 有識者委員>

- ・相澤 英孝 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授（座長）
- ・小野寺 良文 森・濱田松本法律事務所 パートナー／北京事務所首席代表
- ・吉井 重治 株式会社 IP Bridge 代表取締役社長

<オブザーバー>

- ・松本 浩一郎 IP Valuation 特許事務所 代表パートナー（弁理士）
- ・石川 雅之 PwC アドバイザリー合同会社 ディレクター（公認会計士）

<省庁関係者>

- ・今浦 陽恵 特許庁 総務部 国際協力課 地域協力室長
 - ・中嶋 利次 特許庁 総務部 国際協力課 地域協力第一係 課長補佐
 - ・下井 功介 特許庁 総務部 企画調査課 企画係長
 - ・松本 要 特許庁 総務部 企画調査課 企画班長
 - ・足立 昌聡 特許庁 総務部 企画調査課 法制専門官
 - ・大出 真理子 特許庁 総務部 総務課 企画班長
 - ・鈴木 駿也 特許庁 総務部 総務課 企画係員
-
- ・仁科 雅弘 内閣府 知的財産戦略推進事務局 産業競争力担当 参事官
 - ・菊地 陽一 内閣府 知的財産戦略推進事務局 産業競争力担当 参事官補佐
 - ・宇津木 達郎 内閣府 知的財産戦略推進事務局 産業競争力担当 参事官補佐
 - ・高橋 佳子 内閣府 知的財産戦略推進事務局 産業競争力担当 参事官補佐

＜調査事務局＞

- | | | |
|---------|----------------------------|-----------|
| ・鐘ヶ江 靖史 | PwC コンサルティング合同会社 | マネージャー |
| ・千葉 竜太 | PwC コンサルティング合同会社 | マネージャー |
| ・伊藤 あをい | PwC コンサルティング合同会社 | シニアアソシエイト |
| ・篠崎 亮 | PwC コンサルティング合同会社 | シニアアソシエイト |
| ・劉 三勇 | PwC コンサルティング合同会社 | |
| | ストラテジーコンサルティング (Strategy&) | アソシエイト |
| ・今木 絵梨 | PwC コンサルティング合同会社 | アソシエイト |

2 調査結果概要

2.1 調査結果全体のまとめ

本調査においては、我が国が米国・中国等と比較し知財件数・流通等の点で知財活用が僅かとの指摘が存在するという状況に対して、「米国や中国を中心に知財の高度な価値評価が実践され、見える化・取引・流通が進展している」という仮説を構築し、その実態を明らかにするアプローチで調査を実施した。

仮説検証の結果として、諸外国において「知財の創造や活用を促進する」我が国で未導入の“手法”や“ツール”等は存在せず、その手法そのものにおいて、顕著な差はないということが明らかとなった。

他方、諸外国において知財の価値が高いとの指摘については、それが概ね事実であり、主に以下に起因する点から、知財の価値が高まり、知財評価の機会が多数生じていることが明らかとなった。

<調査結果のポイント>

- 調査対象とした諸外国の先進企業においては、知的財産の価値について「事業価値への寄与（売上利益向上）」に加え「企業価値への寄与（株価・企業の成長力の向上）」を認識している。
- 具体的には、知財をバリューチェーン全体の中で収益を生むドライバーとして認識し、新事業参入のツール、市場形成やエコシステムを形成する「経営資源」として活用し尽くす戦略を有する。
- 調査対象とした企業においては、戦略の実行（知財を社内外で戦略上の多様なオプションの実行）の中で、企業が多様な観点から知財価値の見える化（自社内での価値の認識・評価）を行い、その上で、企業を含む様々なプレイヤー（NPE等）が知財の取引・流通を活発化し、知財の評価機会を生み出している。
- 加えて、中国を中心に、政府主導の補助金制度等の影響により、知財価値に一定のプレミアムが生じている。

また、調査視点である「見える化」「取引」「流通」の3点に関して、調査対象とした先進企業・専門家のヒアリング結果の要約は以下の通りである。

①見える化（自社内での価値評価）の状況

先進企業は、知財を企業間のアライアンス実現や市場形成のための「経営資源」として認識し、市場形成・アライアンス形成等への寄与度についても一つの指標として定性評価（見える化）を実施。加えて、他者（大学・ベンチャー・競合企業等）の事業・知財の定性評価を実行し、多様な評価を企業活動に実装している。

②取引上の知財評価の状況

知財価値は「技術力」や「事業収益力」といった本質的な観点から定性評価されており、訴訟等を通じて得られる損害賠償額等の価額の影響は基本的には限定的である。

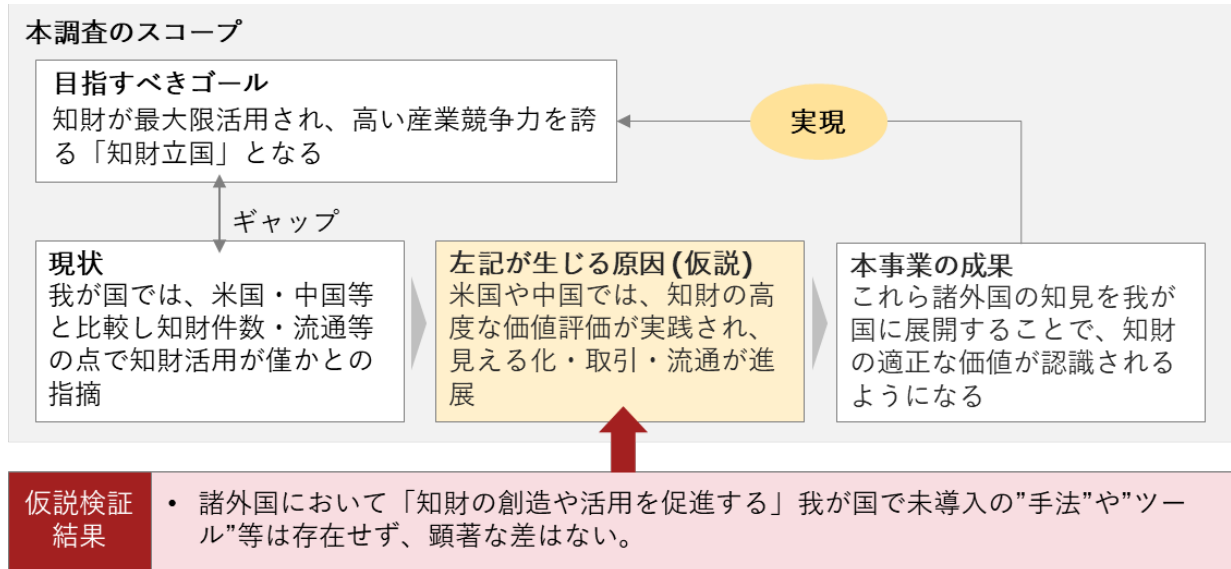
その中で、米国・中国では、買い手視点で知財の買い手をふやすための「マーケティング」や代理人（弁護士等）による「交渉」が実施され、主に「プライシング」を担うプレイヤーの活動のもとで知財の売却がなされることで、その取引価格（定量評価結果）が向上している。

③流通に関する実態

流通市場・大学 TL0 等は、知財とビジネスをつなぐサービスを提供することで知財の「価値化」を実施し、その上で評価・流通を実施している。その中で、隠れた知財価値が顕在化し、価値（売買価格）が高まる事象が多く生じている。

なお、調査対象とした、米国・中国等の大手知財流通市場・流通機関の声として、知財流通機関に対して、「価値ある知財」が自然に集積する状況には至っていないことも明らかとなった。

＜調査結果の要約図＞



なぜ、諸外国(特に米国・中国)では「知財の価値が高い」との指摘がなされているのか？

本調査のポイント	・ 諸外国の先進企業は、知的財産の価値について「事業価値への寄与（売上利益向上）」に加え「企業価値への寄与（株価・企業の成長力の向上）」を認識。知財をバリューチェーン全体の中で収益を生むドライバーとして認識し、新事業参入のツール、市場形成やエコシステムを形成する「経営資源」として活用し尽くす戦略を有する ・ その戦略の実行（知財戦略上の多様なオプションの実行）の中で、企業は多様な観点から知財価値の見える化を行い、企業を含む様々なプレイヤー（NPE等）が知財の取引・流通を活発化し、知財の評価機会を生み出している ・ 加えて、中国を中心に補助金制度等の影響により、知財価値に一定のプレミアムが生じている						
3つの論点に関する調査結果	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="324 1297 479 1501"> ①見える化（自社内での価値評価）の状況 </td><td data-bbox="479 1297 1409 1501"> 先進企業は、知財を企業間のアライアンス実現や市場形成のための「経営資源」として認識し、市場形成・アライアンス形成等への寄与度についても一つの指標として定性評価（見える化）を実施。加えて、他者（大学・ベンチャー・競合企業等）の事業・知財の定性評価を実行し、多様な評価を企業活動に実装 </td></tr> <tr> <td data-bbox="324 1501 479 1680"> ②取引上の知財評価の状況 </td><td data-bbox="479 1501 1409 1680"> 知財価値は「技術力」や「事業収益力」といった本質的な観点から定性評価されているが、加えて米国・中国では、買い手視点で知財の買い手をふやすための「マーケティング」や代理人（弁護士等）による「交渉」が実施され、知財の売却がなされることで、その取引価格（定量評価結果）が向上している </td></tr> <tr> <td data-bbox="324 1680 479 1837"> ③流通に関する実態 </td><td data-bbox="479 1680 1409 1837"> 流通市場・大学TLO等は、知財とビジネスをつなぐサービスを提供することで知財の「価値化」を実施し、その上で評価・流通を実施している。その中で、隠れた知財価値が顕在化し、価値（売買価格）が高まる事象が多く生じている（なお、知財流通市場には価値ある知財が自然集積する状況には至っていない） </td></tr> </table>	①見える化（自社内での価値評価）の状況	先進企業は、知財を企業間のアライアンス実現や市場形成のための「経営資源」として認識し、市場形成・アライアンス形成等への寄与度についても一つの指標として定性評価（見える化）を実施。加えて、他者（大学・ベンチャー・競合企業等）の事業・知財の定性評価を実行し、多様な評価を企業活動に実装	②取引上の知財評価の状況	知財価値は「技術力」や「事業収益力」といった本質的な観点から定性評価されているが、加えて米国・中国では、買い手視点で知財の買い手をふやすための「マーケティング」や代理人（弁護士等）による「交渉」が実施され、知財の売却がなされることで、その取引価格（定量評価結果）が向上している	③流通に関する実態	流通市場・大学TLO等は、知財とビジネスをつなぐサービスを提供することで知財の「価値化」を実施し、その上で評価・流通を実施している。その中で、隠れた知財価値が顕在化し、価値（売買価格）が高まる事象が多く生じている（なお、知財流通市場には価値ある知財が自然集積する状況には至っていない）
①見える化（自社内での価値評価）の状況	先進企業は、知財を企業間のアライアンス実現や市場形成のための「経営資源」として認識し、市場形成・アライアンス形成等への寄与度についても一つの指標として定性評価（見える化）を実施。加えて、他者（大学・ベンチャー・競合企業等）の事業・知財の定性評価を実行し、多様な評価を企業活動に実装						
②取引上の知財評価の状況	知財価値は「技術力」や「事業収益力」といった本質的な観点から定性評価されているが、加えて米国・中国では、買い手視点で知財の買い手をふやすための「マーケティング」や代理人（弁護士等）による「交渉」が実施され、知財の売却がなされることで、その取引価格（定量評価結果）が向上している						
③流通に関する実態	流通市場・大学TLO等は、知財とビジネスをつなぐサービスを提供することで知財の「価値化」を実施し、その上で評価・流通を実施している。その中で、隠れた知財価値が顕在化し、価値（売買価格）が高まる事象が多く生じている（なお、知財流通市場には価値ある知財が自然集積する状況には至っていない）						

2.2 価値評価が生じる機会と主な方法

本調査においては、第一に知財の多様な価値評価機会や手法を明らかにした。

価値評価機会・方法は、概ねケースバイケースと指摘できる状況であるが、基本的には定性価値評価が中心であり、金銭価値換算場面は限定的であるとの声が聞かれた。また、一部に、法制度や政府補助金の影響による国別の差異が確認された。

(1) 各国共通的に実施されている知財価値評価（主なもの）

主体	主な価値評価機会 (目的)		価値評価の対象	主な 価値評価手法	実態
企業 ※その支援を行う 弁理士等を含む	見える化	知財管理（権利化 是非/出願国検討/ 権利維持判断等） 知財に関する社内 外への説明	自己創設知財（主 に特許権）	知財の強さの定性評 価（例えば、 S/A/B/C の 4 段階評 価） <u>※金銭価値換算は主 に実施せず</u>	多くの大企業が独 自のデータベース 等を構築し、定性 的に価値評価を実 施中
		知財を活用した事 業提携・共創・市 場形成等の実施	企業内に存在する 知財、他者が保有 する知財等	未確立（IP ランド スケープ的な活動を 実践）	企業毎に試行錯 誤を行っている
	取引	任意の知財権の取 得（自社製品・サ ービスへの活用目 的、防衛目的等）	他社からの取得知 財（外部からの購 入やライセンスシ ング）	各種データに基づく マーケットアプロ ーチでの価値認識と交 渉を通じた価格決 定。係争を前提とし た取引の場合は損害 賠償額を引用	売り手側による 交渉やマーケテ ィングを通じた 価格向上努力が 最終的には大き く影響
		M&A 前の知財価値 評価	他社から取得した 識別可能な無形資 産（知財権を含 む）	与信中心の定性評価 （インカムアプロ ーチでは事業価値のみ を把握し、通常、知 財の個別評価は実施 せず）	技術の統合によ るシナジー効果 はごく一部の企 業のみ考慮

		M&A 後のパーチェス・プライス・アロケーション (PPA)	他社から取得した識別可能な無形資産（知財権を含む）	インカムアプローチでの把握	あくまで会計制度上の要請等に沿った評価である
投資家・金融機関	流通等	企業に対する投融資（知財担保融資時）	投資先の事業全体	事業を対象とした評価（知財に関しては与信作業）	知財権のみを担保とした融資はほぼ実行されていない
NPE（大学等）		優れた技術・アイデアの取得	研究者等が潜在的に保有する（広義の）知財	NPE が企業と連携して事業化プランを検討し価値を検討	買い手によるプライシングによって取引価格が決定される

（２）国別にみられた特徴的な知財価値評価・流通

国	主体	主な目的	価値評価の対象	主な評価手法	実態
韓国	ベンチャー企業（その支援者）	政府「ハイテク企業認定」等の認定確保、および、政府補助金の獲得	知財全般（主に特許権）	DCF 法による将来事業価値予測に対する知財の寄与度	政府認定・補助金目的のため適切な価値を示す評価とは言い難い例が中心
中国			知財権全般	各自治体の認定要件に適う評価（例：知財権の件数）	
	知財取引所	政府補助金を得る際に必要な知財の融通	知財権	補助金額に基づく流通時の価格設定	補助金目的の低質な知財の流通が大量に発生している
ドイツ	自動車メーカー（IFRS 適用済）	研究開発費の資産計上	研究開発投資（知財権ではないが価値を定量化）	IFRS の 6 要件に沿った評価	研究開発投資の 1/3 程度が資産計上されている

2.3 各国における公的機関等の施策の概況

前述の調査に加え、本調査の仮説であった政府・公的機関が民間の知財の見える化・取引・流通に対して与えている影響を把握するために、主に中央政府が実行している支援策等に関しても調査を実施した。

その結果として、政府・公的機関が実施する見える化・取引・流通に関する施策は国ごとに大きな差異が存在していることが明らかとなり、中でも、中国・韓国におけるベンチャー企業向けの補助金・税制優遇などの支援策が、企業に見える化・取引・流通等の活動に影響を及ぼしているということが明らかとなった。

	背景となる 基本計画・方針	取引・流通規模	概況
米国	—	N/A	• <u>政府から知財権の流通等に対する直接的な資金補助は無い。政府研究開発投資、減税策、著名な各種判決や法制度整備（アリス判決、パテントトロール対策等）を通じた影響が発生している</u> • 政府は法の整備やガイドラインの策定は実施するが、積極的に介入して行くわけではなく、民間の会社による自発的な活動により流通が活発化している • オバマ政権時代に、施行されたパテントトロール対策により、パテントトロールによる訴訟件数は2014年に一度低下したが、2015年には再度全前年の水準に戻っている
中国	国家技術移転体系 中国製造 2025	知財担保融資額 9500 億円 (2000 社) 直接技術取引額 計 15 兆円 (30 万件)	• <u>中央政府（複数省庁）や地方政府が主導する形で、主にベンチャー企業等をターゲットとした複数の知財形成支援策、見える化・取引・流通の全場面に対する支援策（補助金）等が進展している</u> • 大企業向けには、技術獲得目的の海外技術取得・M&A を推進するための税・補助金等を組合せた政府支援策が導入されており、知財取引が急加速中。なお、補助は権利保有者中心

			ベンチャー企業向けには「ハイテク認定」等の政府施策を拠り所とした知財関係の補助および流通・取引促進策が加速している。これらはベンチャー・エコシステムの形成に寄与している
韓国	創造経済政策(主に2017年度まで)	技術信用貸出 平均 8900 万ウォン 14413 社 ¹	<u>政府主導で、補助金・減税策・流通策を推進。特に知財担保融資と、融資のための評価に関する支援策が充実</u> - 政府が知財の流通に関する制度を整備し、政府主導で知財関連の会社を設立する等、知財流通を促進するよう試みている - 政府から、金融機関への技術信用貸出の支援、中小企業の知財取引の費用一部負担や減税制度等金融政策も積極的に実施している
シンガポール	IP Hub Master Plan ²	知財担保融資が数件	<u>政府主導で、補助金・減税策・人材育成策を推進</u> <u>支援制度は他国に本社を有する企業がシンガポール国内で知財を創出することを前提として設計されている</u> - 政府が知財の流通に関する制度を整備し、知財流通を促進するよう試みている - 政府から多額の補助金が、研究開発費の助成や知財買収の減価償却控除、技術企業商業化支援に交付されている - 人材育成に力を入れており、産学官の連携が活発に行われている
ドイツ	—	N/A	- 政府による減税・補助金等制度が存在している - 特許の実用化を狙い、特許所有者の他社へのライセンス契約を促進するための<u>税制優遇制度・補助金制度が多数実行</u>されている

¹ JETRO 知的財産ニュース、最終アクセス日時：2017 年 12 月 1 日
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2015/18b45a9eda63683a.html>

² Intellectual Property Office of Singapore、最終アクセス日時：2018 年 12 月 1 日
https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/about-ipos-doc/full-report_update-to-ip-hub-master-plan_final.pdf

2.4 見える化・取引・流通の各論点に関する海外動向

2.4.1 知財の「見える化（社内での知財の価値認識）」に関する海外動向

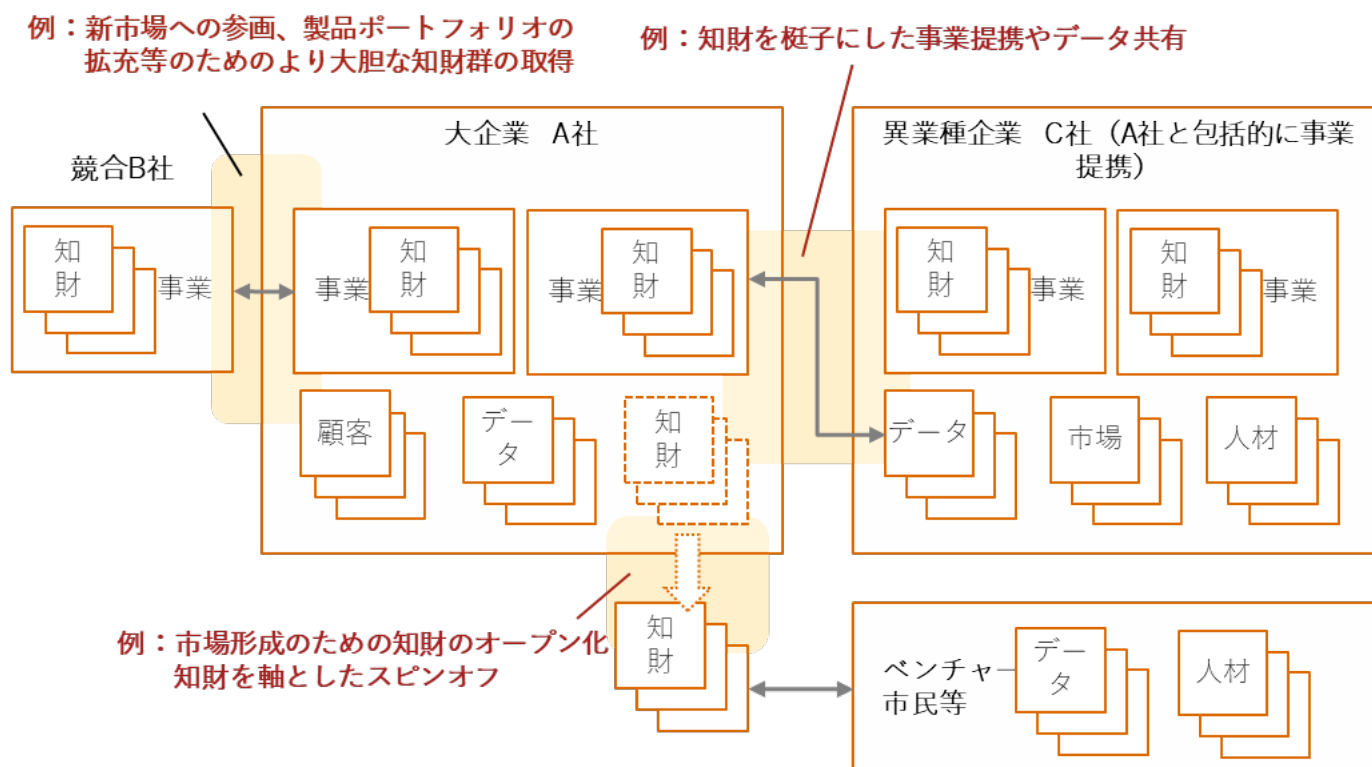
本項では、特に第一の論点である「見える化（社内での知財の価値認識）」に関する諸外国の調査対象者（先進企業等）の傾向を纏める。

調査先においては、知財を企業間のアライアンス実現や市場形成のための「経営資源」として認識し、市場形成等のために外部で活用可能な自社知財の価値認識や、他者の事業・知財の評価に取り組みつつあることが明らかとなった。

具体的には、下図の通り、「A 社」が、これまで競合企業（B 社）との関係の中で認識してきた知財価値（事業防衛・独自性向上およびライセンス等でのマネタイズ）に加えて、新たに異業種の「C 社」や新興企業の「D 社」との事業提携や市場形成を目指し、その中で知財の活用を模索していることが明らかとなった。

この中で、こういった活用を前提とした知財価値の認識、それを社内外に対して説明するための知財マネジメントや「見える化」の手法が各社毎に試行錯誤されている。

<「見える化」において意識される知財活用形態>



なお、考察を纏める上で、ヒアリングを通じて確認された事例は以下のとおりである（公開可能な内容のみ記載）。

（１）米国大手半導体メーカー知財部門のヒアリング結果

- 知財による「攻め」と「守り」の中で、自社として攻めに使える知財（収益期待や独占可能性）は件数ベースで1%程度となっている。
- 残りの99%の知財権を、サードパーティーとの協力体制、アライアンス形成のためや、マーケティングエフェクトを生み出すために不可欠な存在として位置付けて、評価を実施している。

（２）海外大手製薬メーカー知財部門へのヒアリング結果

- 日常的に、市場の中での他社の知財の見える化（IP ランドスケープ）を行い、強みと弱みの発見は進めている。
- その上で知財部のミッションは「良い知財を探すこと（権利範囲や事業適用の可能性）」と「保有知財のコスト最適化（アウトバウンドでの活用も含めた資金化）」である。

2.4.2 知財の「取引（企業間のライセンスや譲渡）」に関する海外動向

本項では、特に第二の論点である「取引（企業間のライセンスや譲渡）」に関する諸外国の調査対象者（先進企業等）の傾向を纏める。

調査先においては、知財が有するポテンシャルの判断指標は「技術力」や「事業収益力」などの本質的な指標に見出す人材が多く、損害賠償額等をはじめとする外部の指標によって知財の本質的な価値が決定づけられるとする層は僅かであった。

その上で、米国における調査先を中心に、技術力や事業収益力を高めるためのより直接的な活動（マーケティング等）や代理人（弁護士等）による交渉など、いわゆる「プライシング」に関わるプレイヤーの活動が、価格決定に大きな影響を及ぼしていることが明らかとなった。

これらの中で、知財取引における「評価」が実行されるプロセスとしては、第一に、売り手の企業側が技術やビジネスのブラッシュアップを通じて「複数の買い手が現れる状態を作り出す」こと、その上で、データベースの活用を通じた取引価格の相場形成や代理人の活動（交渉）が、その価格向上（価値向上）につながっている可能性があると考えられる。

＜調査先における主な高付加価値な知財群の売却フロー（売り手側視点）＞

研究開発／ マーケティングの 実践

- ・ 「複数の買い手が現れる状態を作り出す」施策の実践
- ・ 業種によるが、例えばベンチャー企業であれば、大企業への知財／事業の売却（E X I T）を見越した集中的なマーケティングの実行、プロモーションの実行、知財ポートフォリオの拡充等を実施し、買い手側視点で事業価値を向上させる努力を実施

取引価格の相 場（参考値） 理解

- ・ 弁理士等によるインカムアプローチを用いた被買収後の事業価値を評価（主に知財の寄与度は算定しない）。加えて、データベースを活用して過去の類似取引額・損害賠償額など参照している
- ・ （金銭価値換算が可能なデータベース）
 - － Innography（米国発）
 - － PatSnap（シンガポール発、日本語対応）
 - － Innojoy（中国内）等

交渉・価格決 定（プライシ ング）

- ・ 第三者の代理人を通じて、買い手側との交渉を実施する。売り手・買い手の双方で代理人が参画する例が多い。売り手は、ここでの交渉を通じて、売却価格の向上を図る
- ・ 関与者は主に弁護士やエージェントであり、時間給に限らず株式等での成果報酬支払モデルも一般的に存在している

なお、ヒアリングを通じて確認された事例は以下のとおりである。

（１）化粧品関係ベンチャー企業（被買収企業）社長ヒアリング結果

- ・ 当社は知財群の売却前に広告宣伝などを集中的に実施し、価値の拡大を図った。
- ・ 過去にない製品・サービスを売るのだから、相場（データベース）はあくまで参考値であり、入り口に過ぎない。
- ・ 実際には第三者（代理人）を介した交渉の中で価格が決定される。

（２）PwC US「Patent Litigation Study³」著者ヒアリング結果

- ・ 無形資産投資を拡大するためには、企業の研究開発投資等の拡大に寄与する税制上の優遇が重要である（知財の損害賠償額との関係性は不明確）。

³ 米国内の特許関係の訴訟、損害賠償に関するデータをまとめたレポート

- 中国政府などは、知財流通への補助に加え、研究開発補助も一体的に実施している状況と理解している。

(3) 独 大手研究開発法人ヒアリング結果

- 同研究機関では過去 30 年に渡り 15,000 件を超えるライセンスングを実施している。
- 研究所レベルの知財について価値評価を行う場合、最大 160 もの要因から価値が変動する。この評価作業は高負荷かつ結果も不確かであるというのが共通理解である。

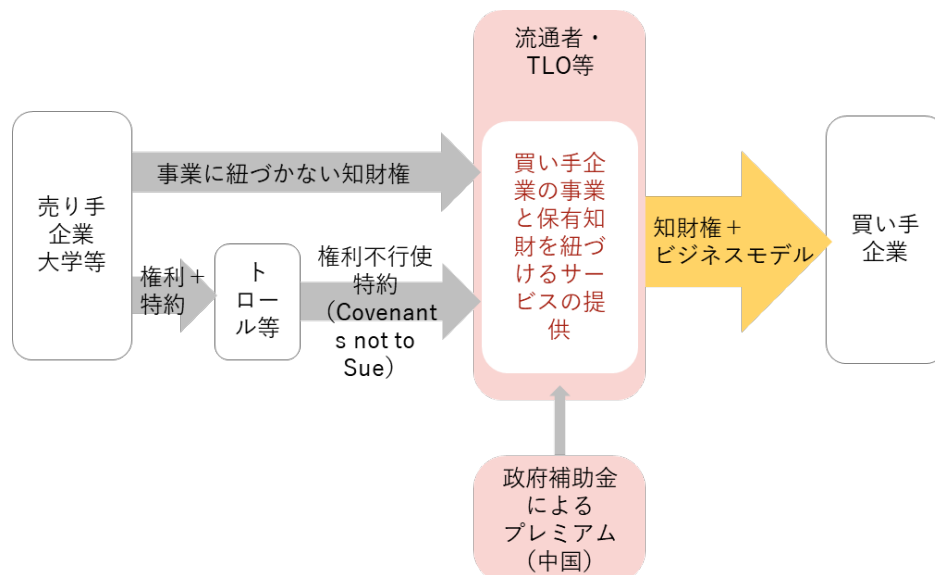
2.4.3 諸外国の知財流通市場の実態に関する実態

本項では、特に第三の論点である「流通」の実態に関する諸外国の調査対象者（先進企業等）の傾向を纏める。

調査先とした知財流通者全般・NPE・大学・TLO等は共通して、高質な知財が自然と集積するまでには至っていないという状況であった。例えば、米国における「知財取引所」「知財オークション」においては、事業会社が知財権を売りに出すことは稀であり、多くはNPE等が「権利不行使特約（Covenants not to Sue）」を売りに出し、その取引が成立することが中心である。加えて、大学・TLOにおいても、大学が有する知財の価値について、ビジネスとの紐づけが無い状態では「価値が無い」ことを認識しており、大学側が買い手となりうる企業の事業と保有知財を紐づけ、知財にビジネスとしての付加価値を付けた上で知財を売却している例が中心であることが示された。

また、中国においては、多数の知財流通者が存立しているが、これらの役割は、ベンチャー企業に対する知財の流通であり、その目的はベンチャー企業に対する政府補助金の認定要件に「知財保有」が課せられていることである。この結果、知財流通機関を介して中国の多くのベンチャーが知財を形成しているが、他方でその知財権が実際に実施され、事業上の寄与があるかは未検証の状況にあり、中国国内では課題視もされている。

<知財流通者を介した取引の一例>



なお、ヒアリングを通じて確認された関連事例は以下のとおりである。

(1) 米国知財流通市場（知財オークション）ヒアリング結果

- 米国の知財オークションの多くは「宣伝目的」で存在している。
- 多くの米国企業は優れた知財をオークションに渡すことは無く、現時点で流通市場に存在しているのは低質な知財権、ないしは、「権利不行使特約（Covenants not to Sue）」が大多数である。
- 知財オークション主体は、主に知財による事業開発アドバイザリーサービスを主要な収入源としている。

(2) 中国知財流通市場（技術取引所）ヒアリング結果

- 中国の知財流通市場では、件数ベース非常に活発な状況にある。
- 大手企業では、中国技術取引所を介した Xiaomi 社による ZTE/Huawei の通信系知財の取得等がなされている。
- ベンチャー企業では、知財権の保有を認定要件とする補助金制度に応募するために、知財流通者が活用されている。ただし、多くは「低質な知財権」の流通であり、その点が課題視されている。

(3) 米国大学 TL0（NPE）ヒアリング結果

- 大学の知財そのものが、そのまま、価値を有することは無い。
- 多くの場合、次の2つのパターンにより、企業から資金を得る。
 - 大学 TL0 のスタッフが企業と共に知財活用（ビジネスモデル）を描き、これに基づいて値付けを行い、資金を得る。
 - 寄付やベンチャー投資的な位置づけで企業から資金を得る。

(4) 米国系 NPE ヒアリング結果

- 将来、誰が用いるか分からない段階で技術やアイデアの値付けを行うことは不可能である。
- NPE が技術やアイデアを買うときには評価せず、主に固定の価格で取得する。その後、買い手候補者と共にビジネスモデルを描き、その上で、買い手の価値軸に沿った価格で売却する。

2.5 海外ヒアリング調査結果

本項では、調査対象国における概況および各論点の特徴について示す。

各国別特徴

2.5.1 米国

(概況)

米国では、知財を梃子としたビジネスエコシステムの形成等、その知財マネジメントは一層高度化している。その中で、企業内の知財の価値認識手法、専門家や流通者のビジネスモデルも多角化している。

(各論点の特徴)

知財の見える化（社内での評価）

- 知財部は自社の知財のフロー管理（出願管理）に加え、主なタスクとしてストックとしての知財マネジメントを実施している。
- 先進的な企業では他社知財・大学やベンチャー企業が有する知財を含む「見える化」を実施しており、その際に「IP ランドスケープ」型のツールを用い、関連する技術のどこに穴があって、何を取得すべきかを判断している。また、その成果を事業戦略の策定・実行に生かしている。

知財の取引時の評価

- 売買時の価格を決定する際の知財の価値評価は、知財を通じた「ビジネスの価値」をインカムアプローチで検討している。
- 知財取引時の相場形成やライセンス料率の理解には、各種のデータベースを活用したマーケットアプローチが採用されている。
- 企業は自身の保持する資産（自身の会社含む）の売却を含めた企業戦略を策定しているため、資産を「商品」としてマーケティングや売却額の交渉を実施している。

知財流通の状況

- 流通機能を通じて知的財産の換金性が生じるといった事象は限定的である。かつて話題性の高かった「知財オークション」などは、主に知財関係のコンサルティ

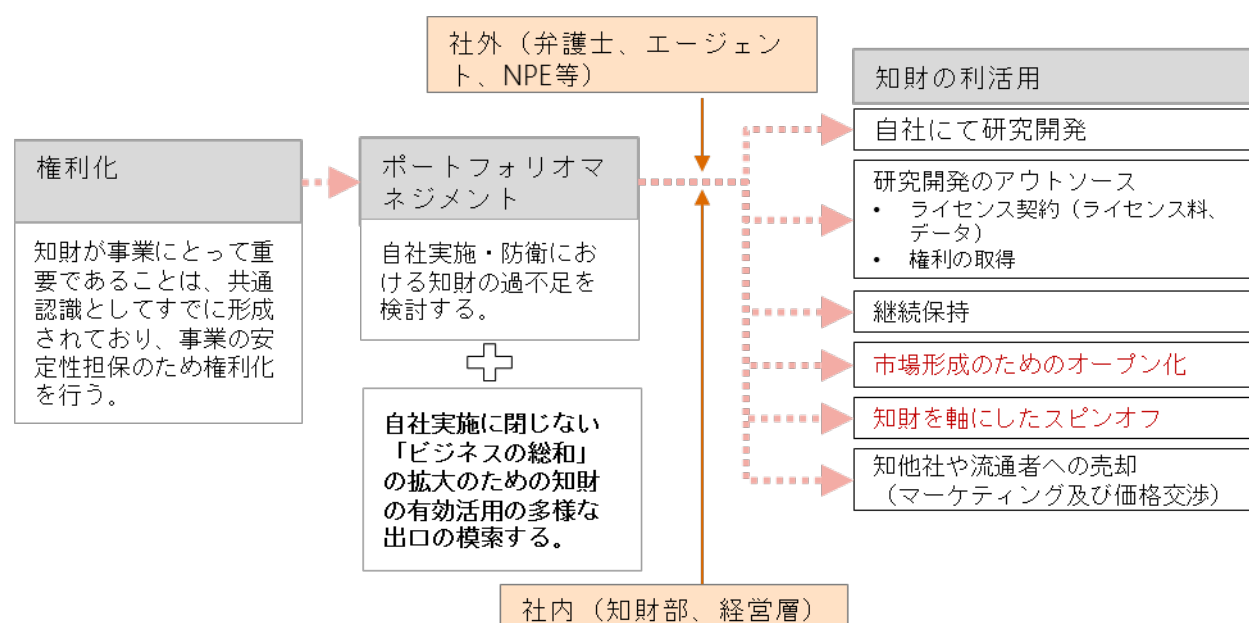
ング、マッチングやファイナンスに関する支援を軸としたビジネスへと転換しつつある。

- 米国大手金融機関において知財を直接的な資産とした融資は実行されていない状況となっている（あくまで与信時の審査の対象）。

なお、ヒアリングを通じて確認された事例・ポイントは以下のとおりである。

（ポイント）米国先進企業における知財マネジメントのフローのイメージ

防衛やライセンス契約のための権利化だけでなく、事業における知財の価値について定性的評価を行うことで、知財の活用の最適化を図る。知財部を中心として、ビジネス上の収益を最大化するために、オープン化による市場形成や知財を軸にしたスピンオフなどを含めた最適な手段を選択する。



2.5.2 中国

(概況)

中国では、大企業の知財マネジメントが米国先進企業相当に高度化。加えて、政府補助を裏付けとしたベンチャー企業での知財形成が進展。多くの見える化・取引・流通等の機会が生じている。

(各論点の特徴)

知財の見える化（社内での評価）

- 中国の上場企業は規制当局の情報開示規定に応じて最低限の情報（知財件数や定性的価値分析）を年報、プレスリリース等で開示。加えて中国の先進企業は、米国企業から知財マネジメント手法（知財の経営資源化・オープンイノベーションでの活用）を積極的に導入
- 中小ベンチャー企業においては、政府ハイテク認定における認定要件を満たすために知財価値評価を実施する場面が多数

知財の取引時の評価

- 多くの知財取引価格はマーケットアプローチ（過去の類似取引や特許訴訟賠償額、Innojoy等のデータベースを活用）を参考値として双方の交渉で決定される。国有知財取引時は第三者へ取引の詳細を説明する義務があるため、国家認定の知財評価機関で知財評価（インカムアプローチ、DCF法での価値評価）を実施する必要がある。
- 中国企業による日本の製造業の買収時を含め、M&A時に知財権の超過収益力をDCF法等を通じて独立して評価した事例は無い。

知財流通の状況

- 中国の知財流通市場の知財流通件数・流通金額は高いが、実際はハイテク企業認定を目的とした低価値・低品質の知財の流通が多い。

なお、ヒアリングを通じて確認された事例・ポイントは次のとおりである。

(事例) 中国大手家電メーカーにおける知財マネジメント

ヒアリングを実施した中国の大手家電メーカーでは、知財部/R&D/マーケティングの担当者が一体となり、知財の活用方策・知財価値の経営層への説明を実践している。米国大手企業に匹敵する知財マネジメントの実践が図られつつある。

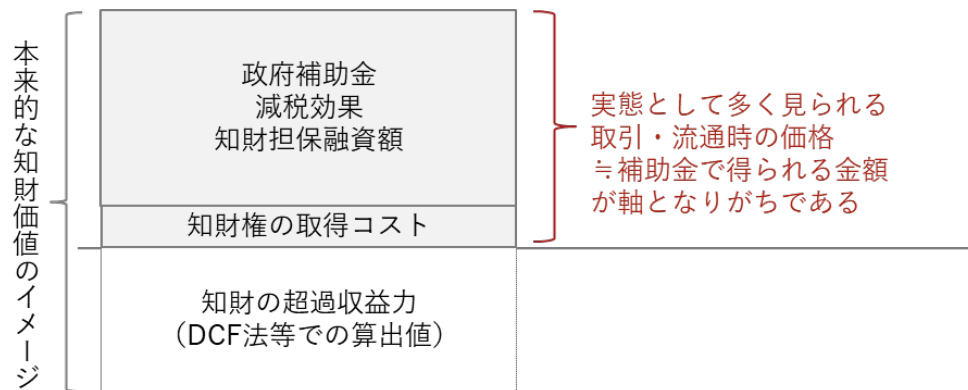
(取組例)

- 企業イメージ向上や知財訴訟リスクの情報公開のために、年報、プレスリリース等の媒体で、株主や社会へ知財の保有状況等の情報を開示している。
- 経営管理や研究開発戦略策定支援・事業上の訴訟リスク提示・従業員の知財出願支援・意識向上等の目的で、知財データベース・知財レポート・知財研修を駆使し、経営層・従業員へ知財の情報を開示している。
- 常に保有知財について、「特許の必要性」「特許侵害の判別難易度」の2つの軸で、簡易に知財の定性的価値を評価することを実施している。定性的価値評価を実施する際に、知財部が主導で、研究開発部門の発明者とマーケティング部門の人員が実施している。

(ポイント) ベンチャー企業を取り巻く知財価値評価の環境

現在中国では「中国製造 2025」等の大方針に則り、ベンチャー企業における知財の形成を政府が協力に支援。具体的には補助金・減税等獲得に必要な政府の「ハイテク認定」の要件に特許件数等が存在している。その結果として「知財取引・流通」が多数発生しており、統計上の数字を高める結果となっている。

＜中国ベンチャー企業における補助金を目的とした知財取引時の価格決定式の一例＞



2.5.3 韓国

(概況)

韓国では、ベンチャー企業を中心に、政府の支援策に紐づく形で、多数の見える化・取引等が実施されている。加えて大企業では、米系先進企業の知見導入を通じ知財マネジメントが高度化している。

(各論点の特徴)

知財の見える化（社内での評価）

- 大企業を中心に、知財マネジメントのための評価（例えば4段階評価）等は実施中。出願時の評価と意思決定（出願国など）に加え、数年刻みでアセットの再評価を行い、外部での資金化（ライセンスアウト、標準化、売却等）の可能性を検討する機会を設けている。
- 知財価値の金銭価値換算は行わない。理由は、職務発明対価を従業員から請求されるリスクなどが生じうるためである。
- ベンチャー企業では、政府のベンチャー認定・補助金獲得を目的に、積極的に自己創設知財の定量評価を行っている。

知財の取引時の評価

- 海外企業との取引が知財取引の中心。基本的に大企業が、自国内の中小・ベンチャー企業等の知財を取得するという傾向は稀である。
- 知財取引（マネジメント）の高度化のため、現地大学の知財学部等において米国系IT企業知財部出身者の教員等による学習機会が準備されている。

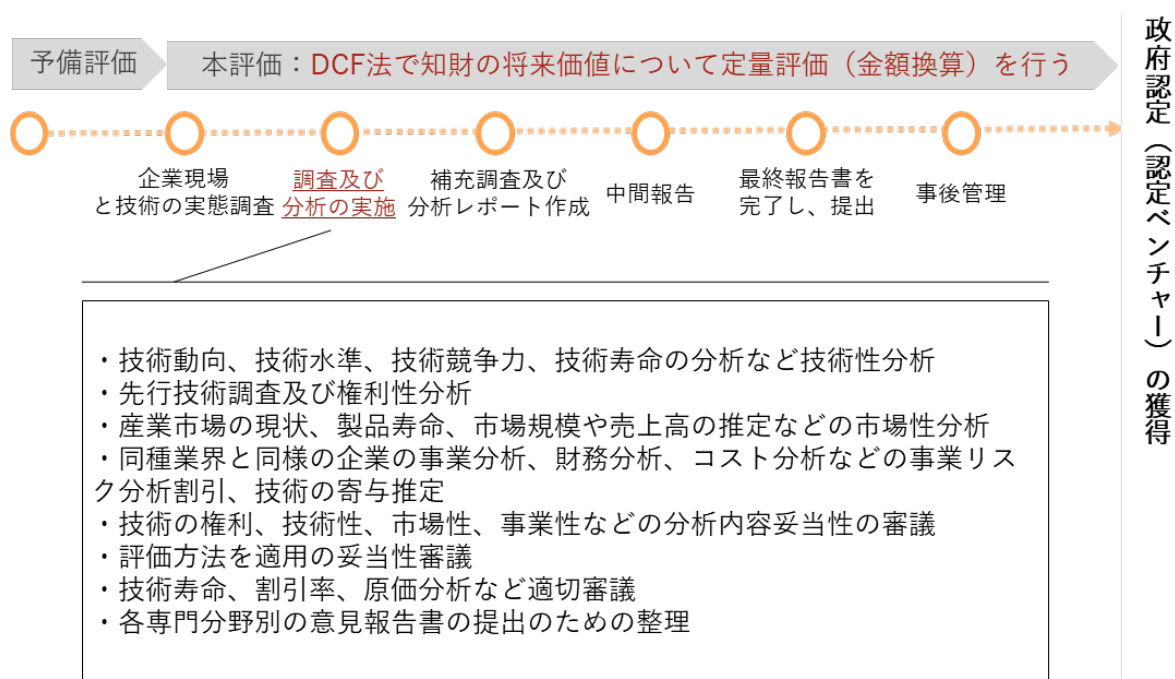
知財流通の状況

- かつて知財ファンドが存在したが、ファンドに高質な知財が流入しないという問題点から、実質的には運用終了の状態にある。
- 公的機関主導のオンライン知財取引所などが存在するが、活用事例はあまり多くない。

なお、ヒアリングを通じて確認された事例は以下のとおりである。

(事例) ベンチャー向けに知財の価値評価を伴う政府認定（支援）が実行

韓国「認定ベンチャー制度」での審査で実施される知財価値評価フローの一例（弁理士事務所等が対応）は以下のとおりである⁴。



(事例) 韓国大手企業における知財マネジメント

米系企業（例：IBM）等の出身者の知見を積極的に教育（大学の知財学部）や実務（企業）に導入し、米国型の知財マネジメント手法を実践し始めている。

⁴ 出所：KVA (Korea Valuation Association) ホームページを弊社にて和訳
(<http://www.valuation.or.kr/assess/patent.php>) 最終アクセス日時：2018年2月6日

2.5.4 シンガポール

(概況)

シンガポールでは、IP Hub Master Plan を発表し、IP ライフサイクル（知財取得～売却）に関わる補助金や優遇税制が数多く用意されているが、期待される効果は出ていないとの指摘が多くなされた。他方、積極的な知財教育により、知財の重要性に対する認識に対して変化が表れ始めているとの意見も多く存在した。

(各論点の特徴)

知財の見える化（社内での評価）

- 政府は、海外企業からの知財の誘致を行うだけでなく、企業が自身で知財を創造できるよう研究開発減税や研究開発に対する補助金の給付を行っている。しかしながら、地理的な制限（十分な土地がない）と物価が高いことにより、現状、研究開発に関しては発展途上段階である。
- 金銭面での支援のみでなく、政府により IP ValueLab が設立されるなど、企業が知財を活用できるような支援を実施している。
- 知財の専門家の育成や、政府や専門家による企業への啓蒙活動により、この数年で企業における知財の重要性や知財を含めた企業戦略の策定に対する意識の変化が表れ始めている。

知財の取引時の評価

- 政府により、知財取引による収入について優遇税制が設けられている。また、キャピタルゲインに対して課税されない。
- 社内外に評価のツールは存在しているが、実施の取引上の価値（価格）は、売り手と買い手の価値の合意によって決定される。
- 知財マネジメントを促進するために、認定プログラムや高等教育機関での学位取得可能なスキームを用意している。

知財流通の状況

- 知財取引所や知財の流通市場は形成されておらず、シンガポールでは1対1の取引が主となっている。

- 大学の研究機関や技術移転機関が主要プレイヤーとして知財の流通に関与している。他方、知財ファンドはほぼ機能しておらず、人材のマッチメイキングが主な業務となっている。

なお、ヒアリング等を通じて確認された活動事例・ポイントは以下のとおりである。

(事例) 政府による知財教育 (IP Academy)

企業だけでなく、政府や専門家を含めた幅広い関係者に対して、知財に関する教育を実施し、国として知財の在り方に関する共通認識の基礎を整備することで、まだ成熟してはいないものの近年企業における知財の認識に変化が表れていると各専門家は感じている。

IPOS⁵配下の IP Academy によるプログラム内容

- 誰でも受講可能な公開トレーニング提供
- スタートアップ、SMEs、技術移転機関だけでなく、政府機関に対しても知財マネジメントのトレーニングを実施
- 知財の専門人材育成のための認定プログラムや修士課程での知財専攻の設置
- 法律家等の企業を支援する立場の関連機関による企業への啓蒙活動

(事例) 政府による取り組みの実態

ヒアリングの結果、知財形成・流通等に係る主要な支援策として以下の二点が専門家より示された。他方、その効果は限定的という解釈がヒアリング対象者から示された。

- 研究開発減税
 - － 企業の研究開発を促進するために、研究開発費に対して現時点では最大400%の損益算入が可能であるが、地理的側面（研究開発を行うための十分な土地がない）、経済面（物価が高さ）等の制約により、政府が目標としたほどの効果は表れていないとの指摘がヒアリング先からは得られた。

⁵ Intellectual Property Office of Singapore

- 知財担保融資
 - － Intellectual Property Financing Scheme⁶が制定され、知財担保融資の促進が図られたが、現状はまだ数件のみの実績となっている。
 - － 金融機関に知財担保融資専門の組織は存在していない。

⁶ IPFS: <https://www.ipos.gov.sg/growing-your-business-with-ip/funding-assistance>、最終アクセス日時：2017年12月1日

2.5.5 ドイツ

(概況)

ドイツでは、大企業を中心に「知財に関する充実した投資家向け情報発信」や「研究開発投資の資産計上プロセスの中での価値評価」などの活動の実施が推察される。

(各論点の特徴)

知財の見える化（社内での評価）

- 株主評価の向上を目的として、アニュアルレポートに、特許の件数や特許価値算定の方法、のれんを含む無形資産に関して豊富な情報が記載されている。
- 自社の知財データベースを有しており、R&D 管理能力の向上の目的のもと、経営層や従業員に開示されている。

知財の取引時の評価

- 知財の定量的な価値評価は、マーケットアプローチやインカムアプローチでのみ実施されている。
- 知財の定性的な価値評価は、複数の観点から評価されるが、評価を精密に行うことは高負荷かつ不正確であると認識されている。

なお、ヒアリング等を通じて確認された活動事例・ポイントは次のとおりである。

(事例) 投資家向け情報発信(Bayer Annual Report 2016 年度版より弊社分析⁷⁾)

Bayer では、株主評価の向上を目的として、計 15 ページにわたって知財情報がアニュアルレポート上に開示されている。特に開示情報において日本企業と顕著な違いが見られたのは以下である。

- 個々の製品における特許紛争の状況
- 製品別、国別の特許有効期限
- 他企業との協力体制や、設立したジョイントベンチャーとその投資割合
- 研究所の所在地別規模、研究人員、研究所の戦略的拡張
- 特許防衛の方針
 - R&D投資に対する収益の早期回収のために、特許出願と上市の間の期間の短縮化を図っている
 - 第三者による潜在的な特許侵害の有無を定期的にモニタリングする
- インカムアプローチによって価値を算出する際に考慮する基準
 - 作物保護または種子の有効性に関する研究開発活動の成果
 - 製品、化合物、臨床試験の結果など
 - 各国の規制当局による承認を得る可能性
 - 長期売上予測
 - 特許期限切れ後の特許のない商品の提供による販売価格の低下の可能性
 - 競合他社の行動（競合製品の発売/マーケティングイニシアチブなど）

(事例) 研究開発費の資産計上プロセスの中での価値評価

ドイツの自動車業界では、IFRS（国際財務報告基準）の適用後、研究開発投資の約 30～50%にあたる金額を資産計上している。これらの資産計上を実行するプロセスの中で、研究開発投資の「将来の活用可能性」について検証が行われている可能性があり、知財の価値評価の一側面と指摘可能と考えている。

⁷ Bayer Annual Report 2016 年度版を弊社にて和訳・分析

(<http://www.annualreport2016.bayer.com/>) 最終アクセス日時：2018 年 2 月 16 日

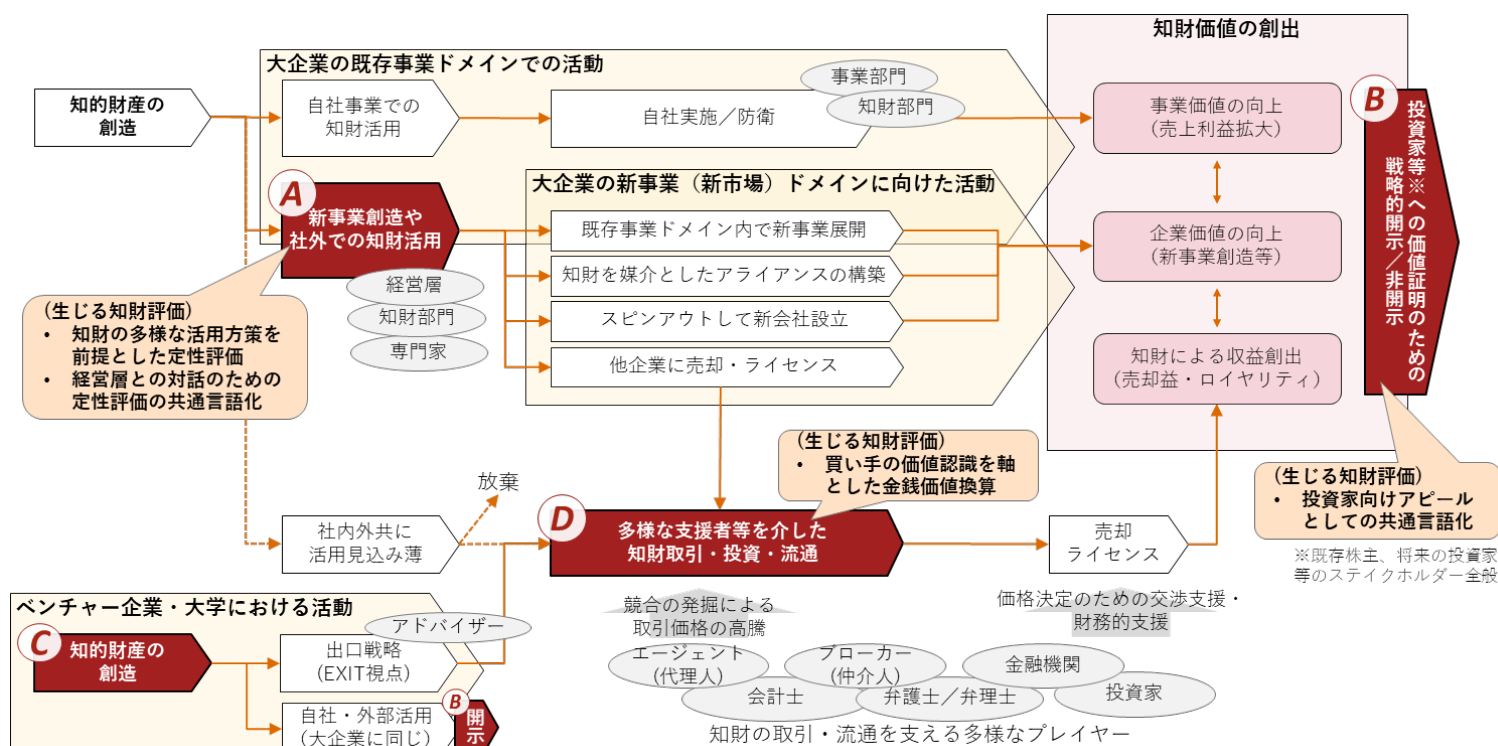
3 考察

本調査では、諸外国における知財を含む無形資産の見える化に関する状況、知財のビジネス上の価値の評価に関する状況、知財流通の状況など、知財価値の評価に関する調査・分析を諸外国との比較を実施した。

その上でヒアリングから得られた点として、以下のA～Dの4つの点に関して、諸外国の先進企業やそれをサポートする主体が充実している点が挙げられると考えている。

- (A) 知財の新事業や社外での活用
- (B) 投資家等に対する知財情報の戦略的開示
- (C) ベンチャー企業の知財創造
- (D) 多様な支援者等を介した知財取引・流通

<本調査を踏まえた知財活動のフローに関する全体像>



各項目の具体的な内容について、次に示す。

A 知財の新事業や社外での活用：1-収益ドライバーとしての知財活用拡大

調査対象とした諸外国の多くの先進企業は、知財について、自社内での活用に限らず、新事業や社外での活用といった方策を多く取っていた。具体的には、「経営資源」としての知的財産の活用手段の多様化として、主にオープンイノベーション戦略の拡大方策として以下の活動事例が挙げられた。

Outbound 型の知財活用（自社知財の外部での活用）において確認された事例

- 多様な業種との IP ライセンスアウト・事業連携
- 知財群のオープン化（市場形成目的）
- ベンチャー企業へのスピノフ、CVC 等による投資
- ジョイントベンチャーの設立
- 標準化活動への参画 等

Inbound 型の知財活用（他社知財の取り込み）において確認された事例

- IP ライセンスイン
- ベンチャー企業の買収・技術獲得
- 大学との共同研究・技術獲得 等

A 知財の新事業や社外での活用：2-多様な知財活用を前提とした知財価値評価

調査対象とした諸外国の多くの先進企業は、「①収益ドライバーとしての知財活用拡大」を前提として、知財の取得・放棄の判断に加え、埋蔵知財の棚卸や保有知財の分析等のアセットマネジメント、取引における知財価値の向上を見越した知財の利用形態の模索などを幅広く実践していた。具体的には以下の活動事例が挙げられた。

①Evaluation（社内等での価値の認識・理解）の活動

- 知財の定性価値認識の多角化。例えば、以下のような視点での知財管理の実施
 - アライアンス形成への知財の寄与度
 - 市場形成における知財の活用・寄与度
 - 社会的インパクト・ブランディングに対する寄与度
- 市場環境（他社／大学／ベンチャー等の知財）を含む知財評価活動（IP ランドスケープ的発想）

②Valuation & Pricing（取引等における価値の金銭価値換算）

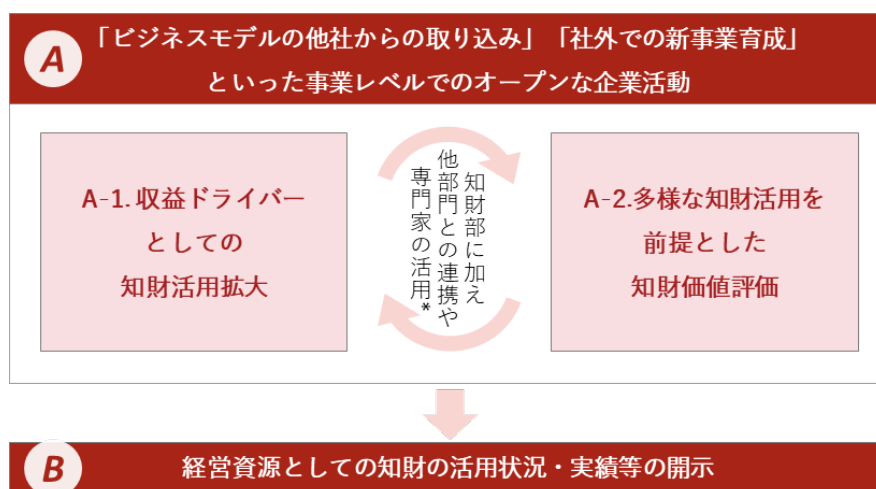
- 第三者（代理人）を活用した価格交渉力の強化
- 海外の知財等データベース等を活用したライセンス料率や取引価額に関する相場観の理解

B 経営資源としての知財の活用状況・実績等の開示

調査対象とした諸外国の多くの先進企業は、中長期的な企業成長を支える「無形資産への投資拡大」をもたらす上で必要な知財価値の共通言語化と表明などを幅広く実践していた。具体的には以下の活動事例が挙げられた。

- KPI や価値創造ストーリー上での開示例（定性価値の開示）
 - 事業セグメントや「知財活用の形態」にあわせた知財情報（件数・潜在価値・ビジネスモデル上の位置づけ）の開示
 - ビジネスエコシステムの形成：技術コラボレーション、コーポレートアライアンスなどの達成状況 等
- 会計・財務的な視点での開示例
 - その他マクロ指標への寄与の分析：株式時価総額に対する寄与（PBR 値の上昇）、生産性の向上、市場占有可能性の向上

<上記A・Bの視点を俯瞰した図（企業等における活動イメージ）>



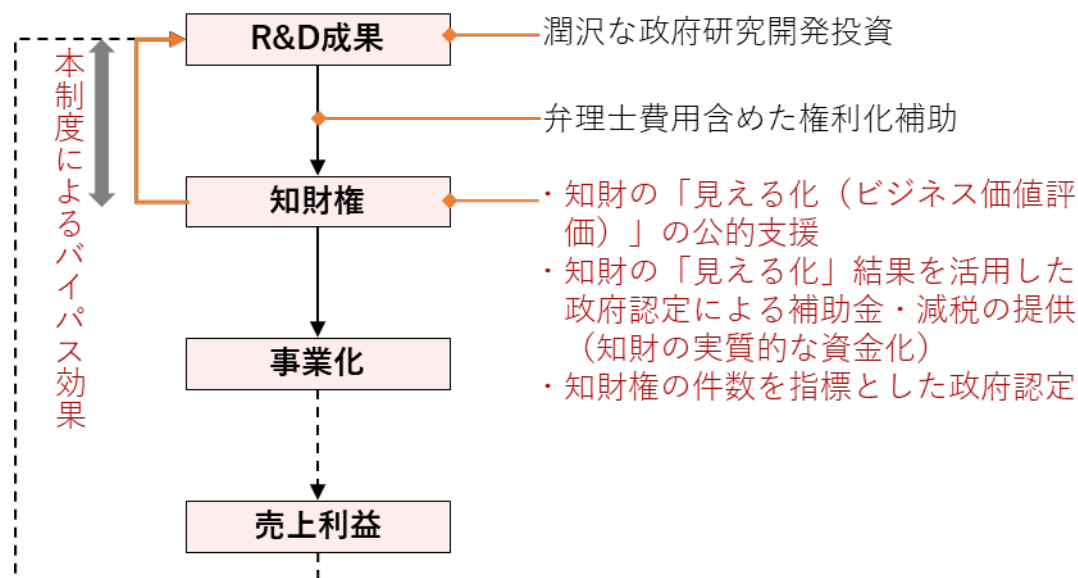
C ベンチャー企業・大学による一層の知財創造・権利化

諸外国においては、イノベーションの担い手であるベンチャー企業や大学が知財を創造し、その技術の権利化や、権利を得るための取引・流通機能の活用などを積極的に実施するための環境整備が見受けられた。具体的には、以下の通りである。

（中国・韓国におけるベンチャー企業の知財創造サイクルの状況）

- ・ 両国とも、ほぼ 100%のベンチャーが知財権を有していると考えられる。
- ・ 中国では、ベンチャーが知財を取得するために取引・流通システムが活発化している。韓国では、認定審査等に知財評価結果が用いられるため、弁理士を中心とした知財評価活動が活発化している。

<中国・韓国のベンチャー企業等における知財活動のイメージ>



D 知財取引・投資・流通を支える多様なプレイヤーの育成

諸外国の先進的な事例においては、ベンチャー企業を含む多様な主体による知財権に対して、知財評価ツールを適切に活用し、知財のもたらす価値を適切にビジネスに繋ぐことのできる人材や評価のできる専門家が幅広く活躍している状況が明らかとなった。

具体的には、諸外国において知財評価・取引・流通等の活動を実施しているプレイヤー一群の特徴として、次の例が挙げられる。

- 弁理士（特許弁護士）等

権利化業務を主体とした活動事例の普及啓発に加え、知財権の評価活動の実行、取引の支援（売買候補者の探索、価格交渉の支援等）に関する優良事例の紹介 等

- 大学および大学 TLO における事業化人材等

アカデミアが有する知財権と、有力な事業化主体のビジネスを紐づける「知財の価値化」を担う人材（コンサル・エージェント型人材）の存立 等

- 金融機関・投資家等

知財を含む事業の成長性に即した投融資の実行（知財活動の開示に対する、投資等の活動の実施権等）、その他取引に関わる財務面からの幅広い支援 等

- 代理人（エージェント）・仲介役（ブローカー）等

知財の適正な評価や用途指南を行う代理人・仲介業の存立 等

Ⅱ 各国の環境整備状況に関する調査結果

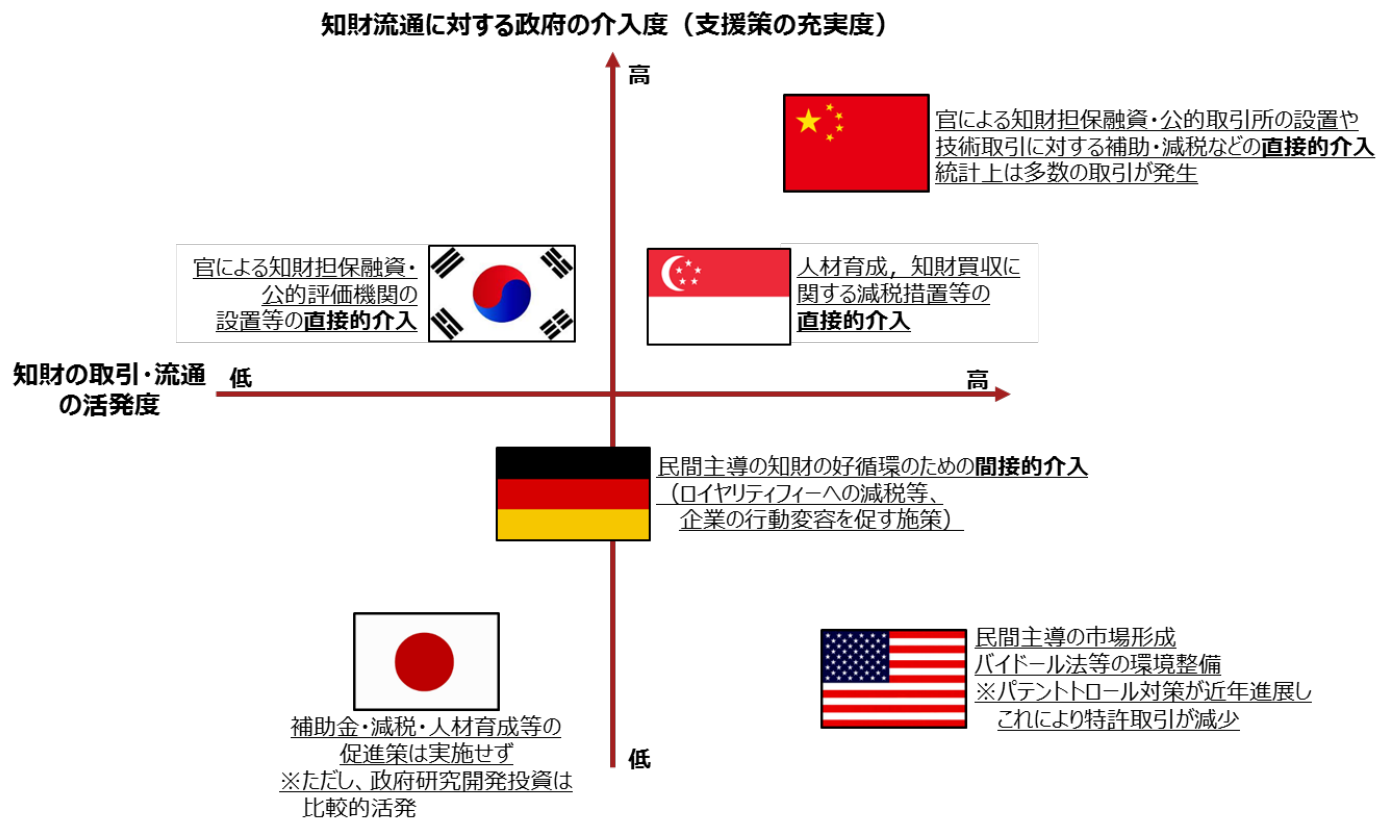
1 諸外国の政府等支援策や知財取引・流通の活発度

本項より、前述の調査結果概要に加えて、詳細情報について示す。

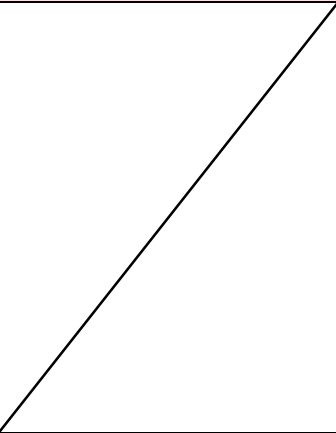
まず知財に関する「見える化」「取引」「流通」を加速化しイノベーションの創出を促すために、日本・米国を除く諸外国においては、政府主導による積極的な支援策（補助金／減税）、環境整備（流通機関の整備・人材育成等）の実施が図られていることが確認できた。

調査結果をまとめた各国の調査位置づけは以下の通りである。

<各国の知財取引・流通等に係る位置づけと特徴>



1.1 国別の分析結果サマリ⁸

	無形資産・知財の見える化・評価・流通にかかる概況	日本との比較の観点で有益と考えられるポイント
日本 	• 自国に存立する知財権の状況と比較して<u>取引・流通の環境は未整備</u>と考えられる。知財権（主に特許）が世界的に見て多数創出されているが、未だに企業の「自前主義」的な傾向が継続している。 • 一部の大手企業にて技術目的の M&A 等も進展しているが、現状は海外企業からの買収の方が多数を占めており、技術輸出超過の状態が継続している。	
米国 	• <u>主に民間主導で、知財活用が積極的に進展している。知財権の流通等に対する直接的な資金補助は無し（政府研究開発投資が中心）</u> • 政府は法の整備やガイドラインの策定は実施するが、積極的に介入して行くわけではなく、民間の会社による自発的な活動により流通が活発化している。 • オバマ政権時代に、施行されたパテントトロール対策により、パテントトロールによる訴訟件数は 2014 年に一度低下したが、2015 年には再度全前年の水準に戻っている。	
中国 	• <u>主に政府主導で、知財活用が積極的に進展している</u> • 大手企業を中心に技術目的の海外企業 M&A が推進。これに対し、税・補助金等を組合せた政府支援策が導入されており、知財担保融資・知財取引が急加速中。 • 補助は権利保有者中心（ライセンスより譲渡）	• 充実した政府支援策（税および補助金）や公的技術取引所の役割に関する状況 • 「国家技術移転体系」等の国レベルの技術移転方針の策定内容

⁸ 公開文献調査をもとに弊社まとめ

	会計上、研究開発投資の資産計上（無形資産の会計上認識）を実施しているが、これら資産と事業の連続性は不明確で、企業においては将来的な減損要因と考えられる。	
シンガポール 	<u>政府主導で、補助金・減税策・人材育成策を推進。</u> <u>支援策は、制度は他国に本社を有する企業が知財を創出することを前提として設計されている。</u> - 政府が知財の流通に関する制度を整備し、知財流通を促進するよう試みている。 - 政府から多額の補助金が、研究開発費の助成や知財買収の減価償却控除、技術企業商業化支援に交付されている。 - 人材育成に力を入れており、産学官の連携が活発に行われている。	人材育成に対する制度の充実化の状況、育成方法
韓国 	<u>政府主導で、補助金・減税策・流通策（取引市場の形成）を推進。特に知財担保融資と、融資のための評価に関する支援策が充実</u> - 政府が知財の流通に関する制度を整備し、政府主導で知財関連の会社を設立する等、知財流通を促進するよう試みている。 - 政府から、金融機関への技術信用貸出の支援、中小企業の知財取引の費用一部負担や減税制度等金融政策も積極的に実施している。 - 将来を見据えた技術価値の評価を行える人材の育成が課題となっている。	政府主導の知財関連の会社設立による知財流通活性化の状況
ドイツ 	- 特許の実用化を狙い、特許所有者の他社へのライセンス契約を促進するための<u>税制優遇制度・補助金制度が多数実行</u>されている。 <u>ドイツの多くの上場企業が IFRS の強制適用に伴い、開発費用の資産計上や知財の定性・定量情報開示に注力している。</u>	- 充実した政府支援策（税制優遇・補助金等） - 上場企業の IFRS の強制適用による「知財の見える化」の促進

1.2 各国概況（数値データ等）⁹

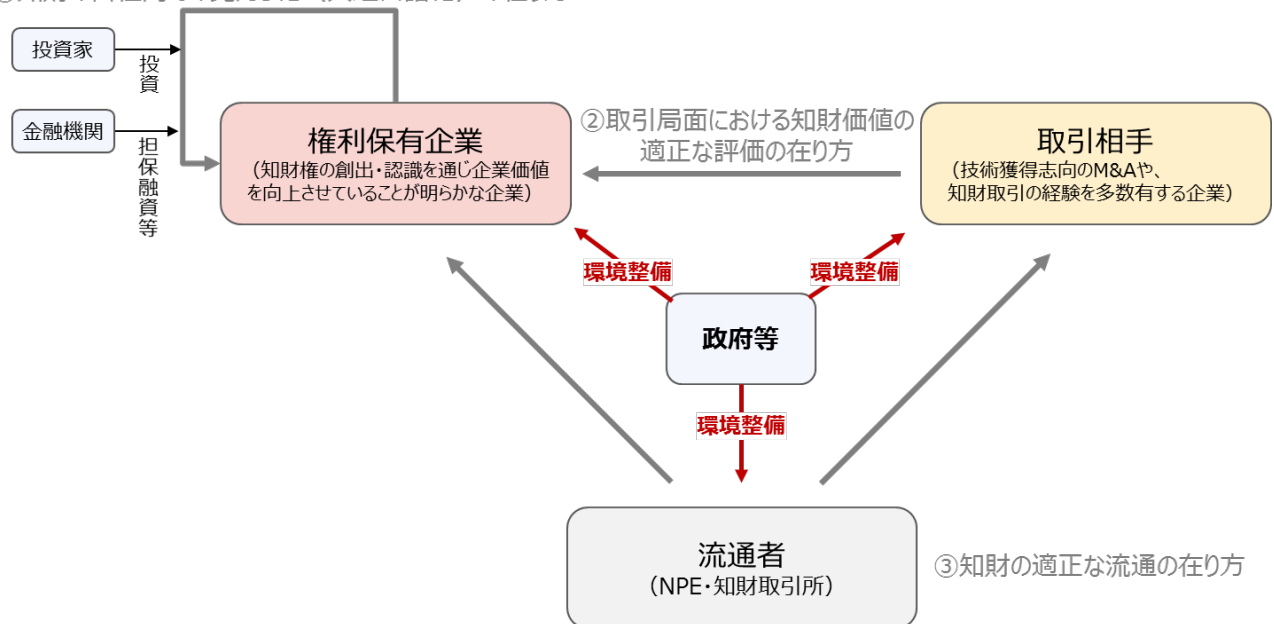
		日本	米国	中国	シンガポール	韓国	ドイツ
見える化	主なプレイヤー	中小企業 一部の大企業	企業	企業	企業	企業	企業
	支援策の有無	無し	無し	特許担保 融資 補助金・ 減税	知財担保 融資 促進策 (IPFS)	特許担保 融資 促進補助 金	無し
	特許担保融資状況	計 50 の地 方銀行が 知財を活 用	35 万 6 千 件 (2011- 2016)	融資額計 9500 億円 2000 社	—	技術信用 貸出 8900 万円 14,413 社 (2014)	—
取引	主な売り手／買い 手	大企業	大企業・ ベンチャ ー・ NPE	大企業・ 中小企業	大企業・ 大学発ベ ンチャー	大企業・ ベンチャ ー	大企業・ 中小企業
	支援策の有無	無し	無し	売り手買 い手双方 の 補助金・ 減税	人材育 成・減税 策	価値評価 支援	無し
	直接技術取引総 額・件数※	2.2 兆円 (企業基 本統計)	—	15 兆円 30 万件	—	—	—
	1 社/1 件あたり 取引額 (内外合計)	1 社あた り 18 億円	—	1 件あた り 5000 万円	—	—	—
	その他の状況	大幅な技 術 輸出超過	民間主導 訴訟も活 発	政府主導 訴訟も活 発	取引市場 を育成す る 政府方針	—	訴訟も活 発
流通	政府支援策	無し	民間主導	技術取引 所・ 補助金・ 減税策	技術取引 所・ 人材育 成・減税 策	技術取引 所・ 減税策	無し
	間接技術取引額	不明	—	1.4 兆円	—	—	—
	間接技術取引件数	不明	—	1.2 万件	—	—	—

⁹ 各国特許庁等ホームページより弊社まとめ

1.3 各国別データ詳細

- 本項における調査内容・調査のアプローチ
 - 公開文献より、調査対象国における制度等の実態把握を実施し、本調査の前提となる各国毎の環境を把握した。
 - 調査は主に、各国現地の政府機関等のホームページに掲載されている公開文献より実施した。

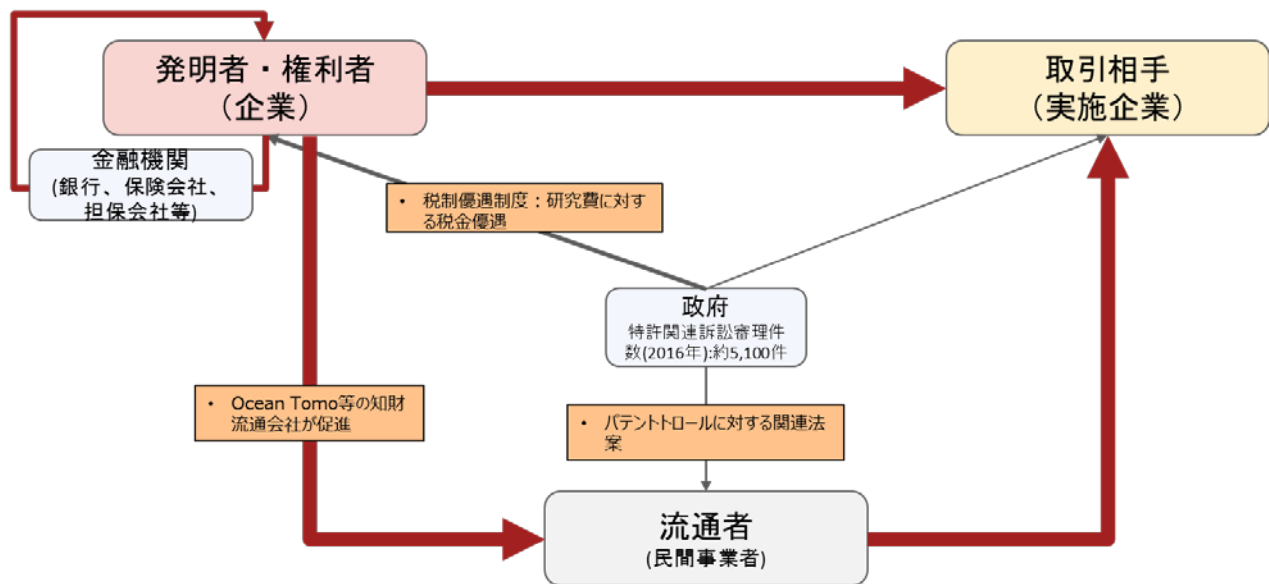
①知財の自社内での見える化（共通言語化）の在り方



＜米国＞知財関連市場状況及び活性化促進制度一覧

- 政府は法の整備やガイドラインの策定は実施するが、積極的に介入して行くわけではなく、民間の会社による自発的な活動により流通が活発化している。
- オバマ政権時代に、施行されたパテントトロール対策により、パテントトロールによる訴訟件数は2014年に一度低下したが、2015年には再度全前年の水準に戻っている。

知財担保融資案件数:35万6千件（2011-2016）



大項目	小項目	制度	実態および企業の対応状況
見える化	財務会計基準（会計上の無形資産・知財の処理）	＜米国会計基準 Topic350＞ ・ 無形資産は「物理的実質を欠く資産（金融資産を除く。）」と定義されている。 ・ 自己創設の無形資産の計上は認められていない。 ・ 研究開発費はすべて発生時に費用処理しなければならないとされており、研究のための支出の	・ 医薬品業界の企業は、自社の研究・開発（R&D）活動や開発パイプラインについて、相당한開示を行っ

		みならず、開発のための支出であっても、一律に発生時に費用処理することが求められている。	ていることが分かった。 •他の業界の企業による 開示は全般的に少ない。
	開示に関する制度（IRに関する金融庁や証券取引所による通達）	<SEC（連邦証券取引委員会）> • MD&A：上場企業を対象に、米国証券取引法及び取引所法に基づき、年次報告書（Form10-K）や四半期報告書（Form10-Q）において開示が義務付けられている。 <EBRC（Enhanced Business Reporting Consortium, 「改善された企業報告コンソーシアム」）> • EBR Version 2.0：上場企業（ただし別途、非公開会社（Private Company）を対象とし、任意的開示となっている。 <SASB（米国サステナビリティ会計基準審議会）> • 2014年、IIRCと覚書（Mou）を締結した。 • SASBスタンダードの初版は2018年第1四半期に発行される予定となっている。	• SASBは公的機関ではなく NGO ではあるが、法廷開示項目とすることを目標としており、SECとのコミュニケーションを行っている。
ビジネス取引	法制度（含訴訟関係）	<IP ライセンスガイドライン>¹⁰ • Department of Justice（司法省）と Federal Trade Commission（連邦取引委員会）により共同で発行された。 • 知的財産権のライセンスに関して独占禁止法を適用するに当たっての原則的な考え方を示す。	• 知財取引に関する法制度は、ほぼ存在せず、ガイドラインを示すのみとなっている。

¹⁰ Antitrust Guidelines for the Licensing of Intellectual Property) 最終アクセス日時：2017年12月1日

	会計基準	<米国会計基準> • 個々にあるいは他の資産と一体として取得された無形資産は、企業結合により取得したものを除いて取得原価を基礎として認識、評価しなければならない。企業結合により取得した無形資産は、営業権とは別に、公正価値で資産として計上される。 • 営業権以外の無形資産が法的な権利や契約を伴うものであっても、無形資産として切り離し、分割することが可能で、売却等が可能な場合には、資産として計上することができる。 • 研究開発活動に利用するために購入し、将来他の目的に使用できる無形資産の原価は、無形資産として計上しなければならないが、特定の研究開発計画のために他から購入し、他に将来使用できない無形資産の原価は、発生時に費用処理しなければならない。 • 耐用年数が明確なものは規則的償却を行うが、不明確なものについては焼却せず、減損処理を行う。 • 貸借対照表を表示する各期には、財務諸表または財務諸表注記にその期ののれんの帳簿価格の変動等の情報を開示しなければいけない。	
	金融政策 (取引を加速するための減税措置)	取引のための金融政策は存在しないが、研究開発活動に連邦政府による多額の投資がなされている。 • オバマ政権では、前政権から競争力強化路線を継承しつつ、研究開発投資によるイノベーションをより重視した政策を展開した。 • トランプ政権では、民間分野と重複しやすい応用研究ではなく、軍事技術など一部を除いて基礎研究を重視する方針を示した。	• 知財取引に政府は積極的には関与していない。

		- 連邦政府研究開発予算（2017 年度）は、1523 億ドル¹¹と多額である。 - 税優遇措置に関しては、対 GDP の比率が 0.07%となっている。	
	補助事業・補助金	同上	同上
流通	国としての NPE・トロール対策 知財関連訴訟の状況	2014 年、ホワイトハウスは、「特許制度の強化及びイノベーションの育成に対する大統領の呼びかけへの回答」（Executive Actions: Answering the President's Call to Strengthen Our Patent System and Foster Innovation¹²）と題し、5 つの行政上の対策の進捗状況、技術の促進、特許制度の質、アクセス強化のための 3 つの新たな行政活動を公表した。 - 連邦裁判所は、米国特許法 285 条（及び連邦民事訴訟法規則 11 条）による訴訟費用の敗訴者負担、及び、e-ディスカバリーの制限を講じている。 - 連邦議会は、多数のпатентトロール関連法案の議論を行っている。（Innovation Act、Patent Transparency and Improvements Acts、Shumer Cornyn Compromise 等）	- パテントトロールの動きを抑制する働きかけとして、米国特許法改正（AIA）と Alice 判決により、訴訟の減少が起きた。 2014 年には、NPE による訴訟件数は 2,856 件だったが、2015 年には、4,093 件¹³となっており、前々年と同一水準に戻っている。 - しかしながら、トランプ政権により、今までの

¹¹ 科学技術振興機構 <https://www.jst.go.jp/crds/pdf/2016/FR/CRDS-FY2016-FR-07.pdf> 最終アクセス日時：2017 年 12 月 1 日

¹² FACT SHEET -Executive Actions - Obama White House <https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2014/02/20/fact-sheet-executive-actions-answering-president-s-call-strengthen-our-p> 最終アクセス日時：2017 年 12 月 1 日

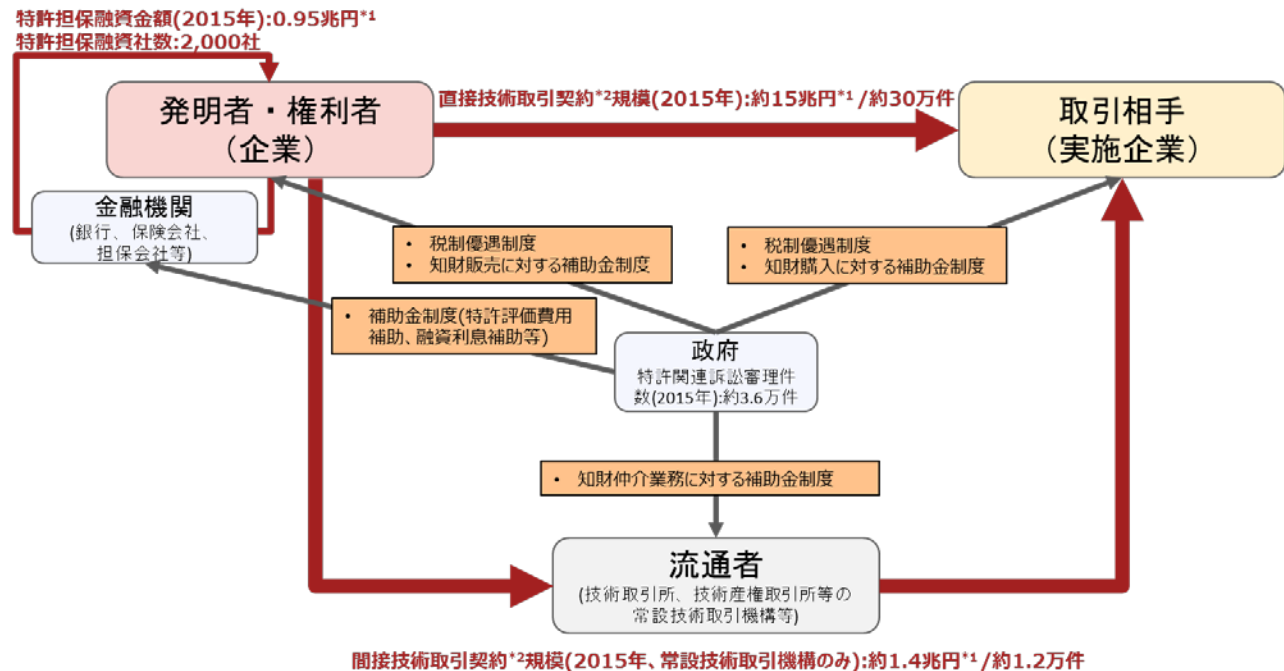
¹³ JETRO seoul center NPE の動向に関する年次報告書 2015 (<http://www.jetro-ipr.or.kr/userfiles/files/201601.pdf>) 最終アクセス日時：2017 年 12 月 1 日

			オバマ政権で強化されてきたパテントトロール対策に対して、変化の可能性がある。
	政府による流通促進策 (国としての技術移転機関の設置)	<バイドール法> 政府が出資した研究開発による特許権を非営利組織や中小企業に提供することを通じて新技術の商業化を図り、研究界、中小企業ならびに産業界の協力体制を促進する。	利益相反の機会を増やし、研究の方向変換を迫り、科学的な発見の共有について開示性を損ない、基礎研究より応用研究がより強調されるようになったとの意見がある。とりわけ、医薬およびバイオテクノロジーの分野においては、政府および公的部門が初期の研究開発への貢献に見合う利益を享受していないという報告がなされている¹⁴。
	民間による流通促進策	なし	

¹⁴ 特許庁 国の研究開発プロジェクトにおける知的財産マネジメントの在り方に関する調査研究報告書
(https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken/2014_05.pdf) 最終アクセス日時：
2017年12月1日

＜中国＞知財関連市場状況及び活性化促進制度一覧

- 政府主導で、知財担保融資、知財流通等知財活用が積極的に行われている。
- 政府の主な施策として、「知財担保融資」「知財取引」へ税制優遇制度や補助金制度の施行や常設技術取引機構の設立が挙げられる。



※1 2017年11月22日の為替レート(1人民元=16.94日本円)で換算

※2 技術取引に、「技術開発取引」「技術移転」「技術コンサルティング」「技術サービス」の四つの取引種類が含まれる。「技術移転」に、「特許権の移転取引」が含まれており、2015年の「特許権の移転取引」の取引件数は1,799件、金額は1,567億円である

大項目	小項目	制度	実態および企業の対応状況
見える化	財務会計基準(会計上の無形資産・知財の処理)	＜新会計基準、2007年施行＞ 研究開発費を「研究局面支出」と「開発局面支出」(一定の条件を満たす必要がある)に区別し、うち「研究段階支出」を費用として計上し、「開発段階支出」を無形資産として計上すると規定	中国証監会北京監管局(2015年): 管轄区域(北京市)内の51%中小企業が「研究段階支出」を「開発段階支出」として取り扱

			いし、資産計上を行ったと発覚
	開示に関する制度 (IRに関する金融庁や証券取引所による通達)	〈公开发行证券的公司信息披露编报规则 第 15 号—财务报告的一般规定 (2014 年修订)〉 無形資産の種類別に、財務報告の付録に無形資産に関わる以下の情報開示をすると規定 ・ 計上されている無形資産と企業の経営活動の関連性及び無形資産の変動による企業経営への影響の説明 ・ 無形資産の期首・期末残高、累計償却額、減損引当金累計額 ・ 耐用年数の明確の無形資産の耐用年数評価理由。耐用年数が不明確の無形資産の耐用年数が不明確の理由 ・ 無形資産の償却方式 ・ 担保に使用される無形資産の無形資産の自社育成の無形資産が無形資産残高に占める割合	中国証監会北京監管局 (2015 年) : ・ 「無形資産が企業の経営との関係性及び無形資産の変動による企業経営への影響の説明」を記載することが規定されているものの、多くの企業はこうした情報を公開していない
	知財担保融資に関する促進策	融資した企業に対する補助金：北京政府等の地方政府は融資を受けた企業に対し、融資利息の一部を補助する。福建省等の地方政府は、知財担保融資の際の知財評価にかかる費用の一部補助する¹⁵ 金融機関に対する補助金：銀行又はその他担保機構に対し、担保額の一部を補助する	中国国家知識産権局 (2016 年) : ・ 2015 年に、全国 2,000 社以上の企業が、知財担保融資を実施し、融資総額が 560 億元に達した

¹⁵ 中国国家知識産権局ホームページより弊社分析

ビジネス取引	法制度 (ビジネス取引関係)	中国国務院<国家技術移転体系建设方案 2017 年 9 月発表> 国家技術移転体系の全体方針、発展目標、重点課題、保障措置の策定を急ぐ方針を提起した。建設計画として、2020 年までに、先ずは 2020 年までに、新たな情勢に応じた国家技術移転体系を基本的に立ち上げ、相互連結の技術市場を形成する。そのうえで 2025 年をメドに、合理的な構造と整った機能、健全な体制、高い運営効率を備えた国家技術移転体系を全面的に作り上げ、科学技術の成果の応用、流動、共有、応用を一段と円滑にする方針だ。	
	会計基準	<新会計基準、2007 年施行> - 企業結合に伴う「のれん」と「無形資産」は分離して計上すべきと規定（IFRS と近似） - 無形資産の取得原価を簿価として計上すると規定 - 無形資産を取得した際、耐用年数及び償却を適切に評価し、経済利益の予期実現方式を反映した償却方式又は直線法（定額法）で処理する必要がある - 無形資産の耐用年数が確定できない場合、減損テストを行う（IFRS と近似） - 無形資産の減損処理後の償却費の振り戻しが不可（IFRS と相違）	中国証監会北京監管局（2015 年）： 多くの企業が無形資産の実際の耐用年数ではなく、課税関連の法律・規制に則した耐用年数を利用している
	金融政策 (取引を加速するための減税措置)	売り手向け減税措置：企業所得税及び増値税（又は営業税）の減免 中国税務総局<关于技术转让所得减免企业所得税有关问题的通知 2009 年施行>等	中国科学技术发展战略研究院（2016 年） 2015 年 1 月～10 月の北京市中関村示範区の技術取引（譲

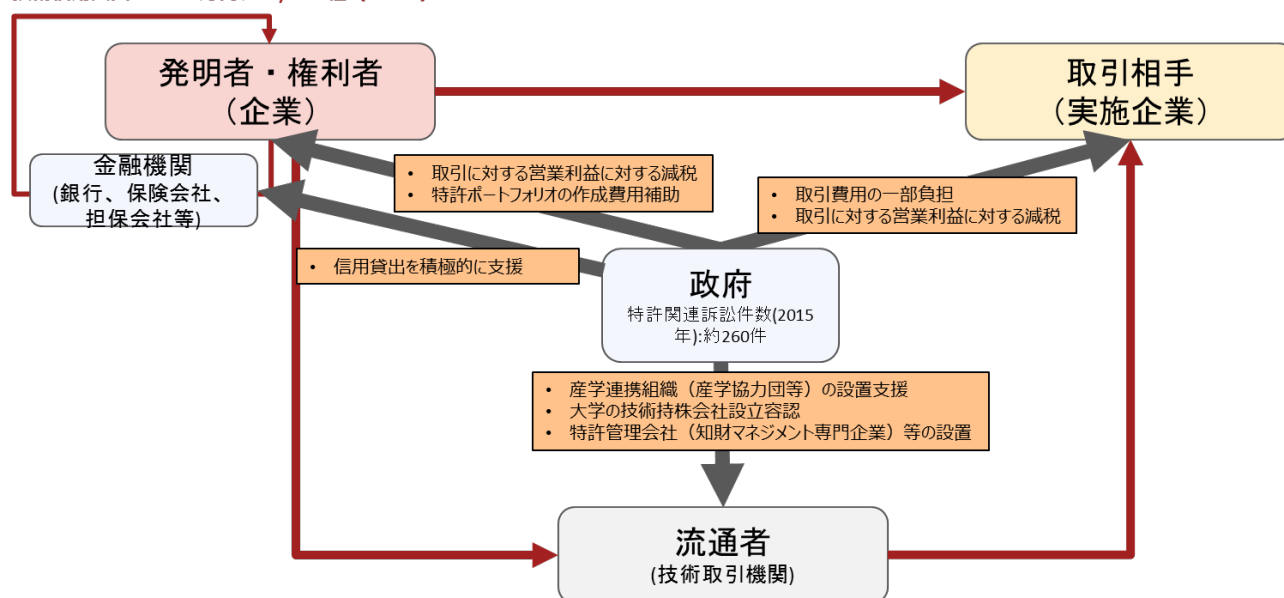
	- 一定の条件を満たす技術取引(技術譲渡または 5 年以上の非独占特許使用権契約)に対し、技術取引に伴う年間収入が 500 万元以内の部分は企業所得税(通常 20%又は 25%)が免除し、年間収入が 500 万元以外の部分は、企業所得税が半減すると規定 中国税務総局<关于应税服务适用增值税零税率和免税政策的通知 2011 年施行>等 - 一定の条件を満たす技術取引、技術開発等技術関連業務に伴う収入の営業税/増値税(通常無形資産取引の税率が 5%である)が免除すると規定 買い手向け減税措置：企業の主要製品の特許権の所有が必要とされる高新企業(ハイテック企業)の企業所得税の優遇及び研究開発費の追加控除 <高新技术企业认定管理办法、2008 年施行>等 - 高新企業認定の一つの条件として、「自社開発、取引、事業買収等方式で、企業の主要製品と関連する核心的な知的財産権の所有権」と規定	渡、ライセンス契約両方含む)売り手企業の 0.53%のみ、各種税制上の優遇措置を活用した 中国科学技術部(2017 年) 2016 年末まで、全国の高新技術企業認定社数は累計 10.4 万社に達した
補助事業・補助金	中央政府の技術取引促進のための補助金制度がなく、武漢市等地方政府がそれぞれ、売り手と買い手に対し、技術取引を促進するための補助金制度を整備し始めている <武汉市技术转移服务和技術交易奖励补贴资金管理办法(试行) 2013 年施行> (売り手補助金)：武漢市の大学及び研究機関が、前年度の武漢市の企業への技術売却金額の 1%を補助金として支給する (買い手補助金)：武漢市の企業が前年度の技術購入金額の 1.5%又は 2%を補助金として支給する	武漢市科学技術局(2017 年) 2016 年武漢市技術移転サービス・取引補助金合計、891.5 万元を各大学・研究機関・仲介機構へ支給した

流通	国としての NPE・トロール対策 知財関連訴訟の状況	国としての NPE・トロール対策は目立った形では実施されていない。	
	政府による流通促進策（国としての技術移転機関の設置）	- 中央・地方政府、国有企業主導で技術移転機関を設置（上海技術取引所、中国技術取引所等） - 上海市、武漢市等地方政府の技術取引仲介業者に対する補助金制度 ＜上海市技术转移服务激励政策、2016 年施行＞ - 上海市の技術取引仲介業者に対し、前年度の技術取引額の 2%（取引額が 500 万元～1000 万元の場合）、1.5%（取引額が 1000 万元～5000 万元の場合）、1%（取引額が 5000 以上の場合） ＜武汉市技术转移服务和技术交易奖励补贴资金管理办法（试行）2013 年施行＞ - 武漢市で新設の技術移転モデル機構に対し、100 万元（国家レベル機構）又は 30 万元（省・市レベル機構）の補助金を支給する - 武漢市の技術移転契約登録機関に対し、前年度の技術移転登録金額の 0.02%の補助金を支給する	武漢市科学技術局まとめ（2017 年） 2016 年武漢市技術移転サービス・取引補助金合計、891.5 万元を各大学・研究機関・仲介機構へ支給した
	民間による流通促進策	なし	

＜韓国＞知財関連市場状況及び活性化促進制度一覧

- 政府が知財の流通に関する制度を整備し、政府主導で知財関連の会社を設立する等、知財流通を促進するよう試みている。
- 政府から、金融機関への技術信用貸出の支援、中小企業の知財取引の費用一部負担や減税制度等金融政策も積極的に実施している。
- 将来を見据えた技術価値の評価を行える人材の育成が課題となっている。

技術信用貸出: 8900万円、14,413社 (2014)



大項目	小項目	制度	実態および企業の対応状況
見える化	財務会計基準 (会計上の無形資産・知財の処理)	<韓国採択国際会計基準 (K-IFRS) > - 株券上場企業、上場予定企業、非上場金融会社 (貯蓄銀行、リース、新技術、割賦金融会社などの一部は除外) に適用されている。 - 非上場会社も自発的に適用可能となっている。	K-IFRS の強制適用対象ではない非上場法人 17,169 社中、2011 年に K-IFRS を任意適用した法人は 1,142 社となっている。

		- 無形資産については、「物理的実体のない識別可能な非貨幣性資産」と定義し、認識要件が存在する。 - 研究段階の支出は、発生時に費用処理される。開発段階の支出は特定の条件を立証できる場合のみ資産計上される。 - 再評価はその無形資産について活発な市場がある場合のみに認める <一般企業会計基準 (Local GAAP) > - 非上場外部監査企業に適用されている。 <中小企業会計基準> - 中小企業が簡単に適用可能となっている。	それ以外の 16,027 社は一般会計基準を適用している¹⁶。
	開示に関する制度 (IR に関する金融庁や証券取引所による通達)	<韓国環境省> - 非財務情報開示システムの導入。(～2012 年) <韓国証券取引所> - ガバナンス情報開示の強化を実施。(2013 年)	財閥系企業を中心に大企業では、投資回収の他に CSR (企業の社会的責任) の取組の一環として、自社が保有する知財の一部を韓国国内の企業等に公開している¹⁷。

¹⁶ 金融庁 韓国における IFRS の適用状況

(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryou/soukai/20130326/03.pdf) 最終アクセス日時 : 2017 年 12 月 1 日

¹⁷ 特許庁 未利用特許等の知的財産取引ビジネスの実態に関する調査研究報告書

(<http://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2015/11/bc7f47f32b8c29dc0d9e9fcdd1d08633.pdf>) 最終アクセス日時 : 2017 年 12 月 1 日

		持続可能な証券取引所イニシアティブに参加。（2015 年）	
ビジネス取引	法制度（含訴訟関係） 18	2011 年 7 月の「知識財産基本法」の施行に伴い、「国家知識財産委員会」を設置するとともに、第 1 次国家知識財産基本計画（2012-2016）を策定し、知識財産の創出・保護・活用の好循環体系の構築を通じた「知識財産強国、豊かな未来」の実現に向けた取組を行った。 2016 年末に第 2 次知識財産基本計画（2017-2021）を策定し、第 2 次計画では「第 4 次産業革命を先導する IP 国家競争力確保」を目指して取り組んでいる。 2014 年、グローバル特許立国への飛躍を目的とする「世界特許ハブ国家」推進委員会が発足し、知的財産関連法の改正等の環境整備に取り組んでいる。	- 海外への技術提供に制限が設けられ、対象となる技術を海外に提供する際には、韓国政府の承認が必要となっている。 - そのため、自社の知財の海外の企業への提供が抑制されている可能性がある 19。
	会計基準	<韓国採択国際会計基準（K-IFRS）> - 規則的償却。耐用年数は 20 年以内とし、永久の耐用年数はみとめない。 - 未使用資産や償却 20 年超の資産については、各年度末に、回収可能	

18 韓国特許庁（KIPO）「2015 年度知的財産白書」の邦訳版（JETRO 発行）

19 特許庁 未利用特許等の知的財産取引ビジネスの実態に関する調査研究報告書

（<http://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2015/11/bc7f47f32b8c29dc0d9e9fcdd1d08633.pdf>）最終アクセス日時：2017 年 12 月 1 日

		価格を検討し、簿価より下落している場合は回収可能価格まで評価減を行う。 無形資産を個別に買い入れた場合、無形資産の認識要件を満たすことから資産計上される。	
	金融政策 (取引を加速するための減税措置) ²⁰	- 韓国政府は、金融機関に対して技術信用評価を通じた信用貸出を大幅に拡大するよう誘導しており、産業銀行・企業銀行の技術信用貸出ファンドを約 1 兆ウォン（約 1,000 億円）まで拡大し、市中銀行による技術支援評価による信用貸出を積極的に支援している。 - 中小企業が特許の取引を行う場合、取引費用の一部を政府が負担する。 - ライセンスや譲渡により得た営業利益に対する税金が減額される。	- 技術信用貸出は、政府により目標（2014 年下半期：7,500 社、2015 年：22,600 社、2016 年：40,200 社）が定められており、今後、技術信用評価を通じた信用貸出及び、技術の価値評価に関わるビジネスの需要拡大が見込まれる。 - しかし、事業化を見据えた技術の価値を評価できる人材が不足している。
	補助事業・補助金 ²¹	特許ポートフォリオの作成を中小企業に推奨し、特許ポートフォリオの作成に要する費用の約 9 割（800 万円／件程度）を助成している。（2014 年）	国内オンライン技術取引システムを活用している企業の比率は全体の 20.8%となっている。（2016 年）
流通 ²²	国としての NPE・特許対策 知財関連訴訟の状況	公正取引委員会は、2014 年から、パテントトロールによる権利行使を制限する取組みの 1 つとして、「知的財産権の不当な行使に対する審査指針」を改訂し、施行した。	韓国企業の対 NPE 知財訴訟件数は 194 件全体の

²⁰ 19 同様

²¹ 19 同様

²² 同上

			75%を占める。（2015年）²³ • 韓国の場合、まだ米国式のNPEが国内において本格的に活動を開始した、又はその関連訴訟を起こしているという動きはない。
	政府による流通促進策（国としての技術移転機関の設置）	• 2000 年技術移転促進法が施行される。 • 2002 年の特許法改正（発明振興法）による国公立大学教職員の職務発明の機関帰属容認している。（従来は国帰属） • 2003 年の産業教育振興および産学協力促進に関する法律（産促法）による大学における産学連携組織（産学協力団等）の設置支援している。 • 2007 年の産促法改正による大学の技術持株会社設立を容認した。 • 2009 年 7 月に韓国特許庁は知的財産強国実現戦略を提示した。 • 特許管理会社（知財マネジメント専門企業）等の設置を促進する「創意資本」の構想を提案して政府主導の 2 つの知財ファンド（IP Cube Partners、Intellectual Discovery）が設立した。	• 近年では、知的財産を担保にした技術信用貸出を活性化させようとする取組が行われると共に、技術の評価専門機関の設立が検討されている。 • 海外企業等との取引の活性化を図るため、政府主導で国際的な人的ネットワークの構築を支援するための場づくり（カンファレンス等）を創出している。 • 最近 3 年間技術取引及び技術マーケティングのために技術取引機関に業務を依頼、もしくは協約を締結した企業は、全体の 23.1%となっている。（2016 年） • IP-mart など国内オンライン技術取引システムを活用している企業の比率

²³ JETRO seoul center NPE の動向に関する年次報告書 2015 (<http://www.jetro-ipr.or.kr/userfiles/files/201601.pdf>) 最終アクセス日時：2017 年 12 月 1 日

			は全体の 20.8%となっている。(2016 年) ²⁴
	民間による 流通促進策	なし	• 技術取引の仲介では、取引相手（技術の提供先または導入先）を探すことと、技術評価が難しいことが課題となっている。また、現在不足している技術の価値評価を担う人材の育成が課題である。 • 特許技術の事業化について、全体の 41.1%が事業化専門人材の不足を、また、26.5%が資金不足によって事業化が難しいと答えた。(2016 年) ²⁵

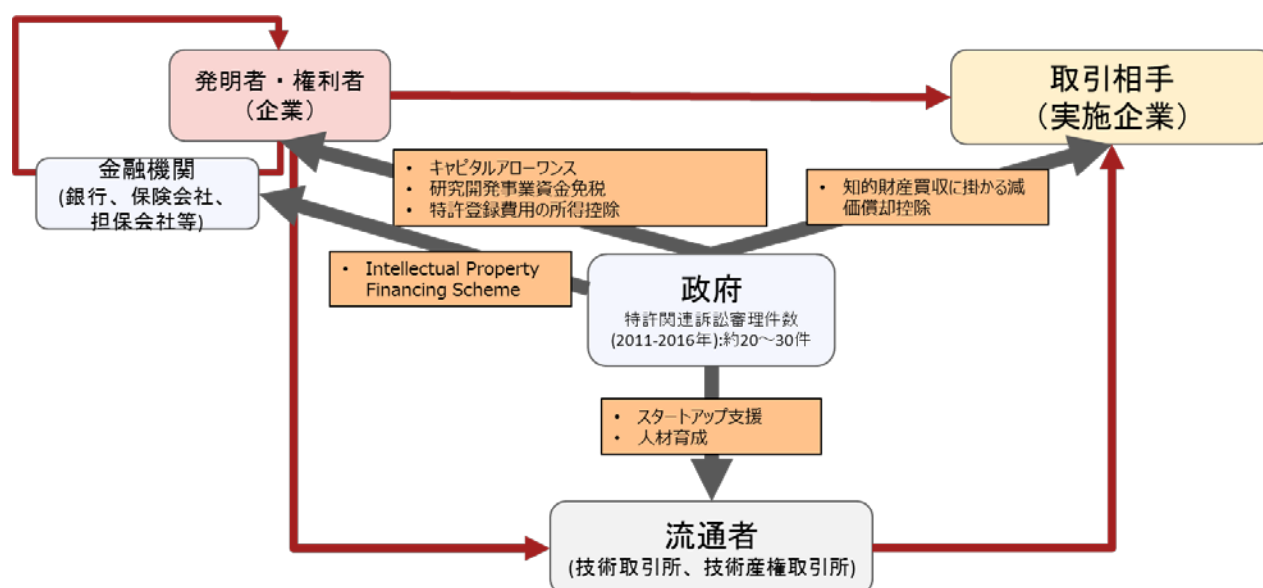
²⁴ 特許庁 2016 年度知的財産活動実態調査

(https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/tab1/20170328.pdf) 最終アクセス日時：
2017 年 12 月 1 日

²⁵ 24 と同様

＜シンガポール＞知財関連市場状況及び活性化促進制度一覧

- 政府が知財の流通に関する制度を整備し、知財流通を促進するよう試みている。
- 政府から多額の補助金が、研究開発費の助成や知財買収の減価償却控除、技術企業商業化支援に交付されている。
- 特許等の知的財産権の多くは、海外から出願されている。
- 人材育成に力を入れており、産学官の連携が活発に行われている。



大項目	小項目	制度	実態および企業の対応状況
見える化	財務会計基準（会計上の無形資産・知財の処理）	＜SFRS＞ - 株券上場企業、上場予定企業、非上場金融会社（貯蓄銀行、リース、新技術、割賦金融会社などの一部は除外）に適用 - 非上場会社も自発的に適用可能	シンガポールの会計基準は、Singapore Financial Reporting Standards (SFRS) と呼ばれており、IFRS に基づいているが、IFRS のフルコンバージェンスは行われていない。

		「物理的実体のない識別可能な非貨幣性資産」と定義し、認識要件が存在する。 - 研究段階の支出は発生時に費用処理される。開発段階の支出は特定の条件を立証できる場合のみ資産計上される。 - 再評価はその無形資産について活発な市場がある場合のみに認める。	
	開示に関する制度（IRに関する金融庁や証券取引所による通達）	<シンガポール証券取引所> - 株主のエンゲージ面と強化に向けた上場規程の改訂。（2013 年） - 上場企業に対し、2017 年度より「遵守せよ、さもなければ説明せよ」の原則に基づき、サステナビリティ報告書という形で環境・社会・ガバナンス（ESG）の情報開示を義務化。 <シンガポール SAB> - 責任ある投融資ガイドラインの策定。（2015 年）	シンガポールでは、サステナビリティ報告書の発行を期待されている企業 537 社中 160 社がサステナビリティ報告書を開示している。（2013 年）²⁶
ビジネス取引	法制度（含訴訟関係）	2013 年 4 月に「IP ハブマスタープラン」を発表した。	① 進展していない。 ② シンガポール知的財産権局の審査官増員、高品質な審査の提供、PCT・PPH・ASPEC の基点となる

²⁶ Singapore Compact for Corporate Social Responsibility (Singapore Compact) and the National University of Singapore (NUS) Business School Accountability for a sustainable future (http://www.csrsingapore.org/c/images/stories/publications/FA_Singapore%20Compact%20Research%20Study%20Publication_290714.pdf) 最終アクセス日時：2017 年 12 月 1 日

		- 以下の3つのハブを構築することによりグローバル知財ハブとなることを目指す。 ①知財取引および管理のハブ ②良質な知財出願のハブ ③知財紛争解決におけるハブ - シンガポール WIPO センターとシンガポール知的財産庁 (IPOS) との間で、共同紛争解決手続の確立に関する覚書が 2011 年に締結されたことに基づき、IPOS において係争中の知的財産関連紛争の当事者は、WIPO センターへ調停を求めることが可能となった。	特許出願・登録を実現している。 ③ シンガポール国際仲裁センター (SIAC)、シンガポール国際調停センター (SIMC) を設立し、ハブとして機能させることを目指している。²⁷
	会計基準	<SFRS> - 規則的償却。耐用年数は 20 年以内とし、永久の耐用年数はみとめない。 - 未使用資産や焼却 20 年超の資産については、各年度末に、回収可能価格を検討し、簿価より下落している場合は回収可能価格まで評価減を行う。 - 無形資産を個別に買い入れた場合、無形資産の認識要件を満たすことから資産計上される。	
	金融政策 (取引を加)	<2017 年度予算>	

²⁷ 日本弁理士会 シンガポールの熱き挑戦

(https://system.jpaa.or.jp/patents_files_old/201609/jpaapatent201609_095-110.pdf) 最終アクセス日時：2017 年 12 月 1 日

	速するための減税措置)^{28 29}	- 知的財産（IP）制度の導入 - 研究開発活動から生じる IP の利用を促すため、IP 開発インセンティブ（IDI）という名の BEPS に適合した新たな IP 制度の下で、IP 所得にインセンティブが与えられます。IDI は、2017 年 7 月 1 日に発効し、シンガポール経済開発庁（EDB）によって管理される。 <その他税制・減税制度> - 非居住者に支払う著作権、意匠権やノウハウなどの使用に対する一般的なロイヤルティの源泉課税率は、2005 年 1 月 1 日より 10% に引き下げられた。 - シンガポールで取得された広範な知的財産（特許権、著作権、商標権、意匠権、企業秘密情報等）については、それがシンガポールの法人に帰属することを条件に、キャピタルアローワンス（税務上の減価償却）や研究開発事業資金免税のほか、特許権については特許登録費用の所得控除なども認められている。	
	補助事業・補助金³⁰	<Intellectual Property Financing Scheme>	2016 年に Masai Barefoot Technology 社に対し、DBS

²⁸ IPOS 「Intellectual Property Financing Scheme Information Sheet」

²⁹ PwC Singapore (<https://www.pwc.com/sg/en/budget-2017/budget-2017-in-the-news/budget-2017-in-the-news-20170221.html>) 最終アクセス日時：2017 年 12 月 1 日

³⁰ IPOS 「Intellectual Property Financing Scheme Information Sheet」より弊社分析

		• 政府（IPOS）が Participating Financial Institution（PFI）と共に知財担保融資を促進するために作成した。 • ローンの審査が通った場合には、評価費用のうち以下のうち低い額を上限として補助される。 • IP 評価費用の 50% • IP に対する評価額の 2% • 25,000 シンガポールドル（約 200 万強）	銀行から第 1 号の融資が実行された ³¹ 。
流通	国としての NPE・トロール対策 知財関連訴訟の状況	• シンガポールにおいて、NPE・PAE の活動、その他の訴訟状況に関する情報は得られなかった。	
	政府による流通促進策（国としての技術移転機関の設置）	• 貿易産業省参加の科学技術研究庁（A*STAR）は、研究成果の積極的な商業化、及び奨学金制度を設けて人材育成を推進している。 • A*STAR をはじめとする主要政府機関と、大学、企業等の情報交換や人材交流が盛んである。 • 政府は技術革新が経済成長に欠かせないとみており、IP 振興基本計画で知財の商業化を実施した。	• シンガポールには約 64,000 のスタートアップが生まれており、国の政策としてスタートアップの支援をしている。しかし、バイオテクノロジーやロボティクスなどのよりインパクトのあるスタートアップはまだ少ない³²。

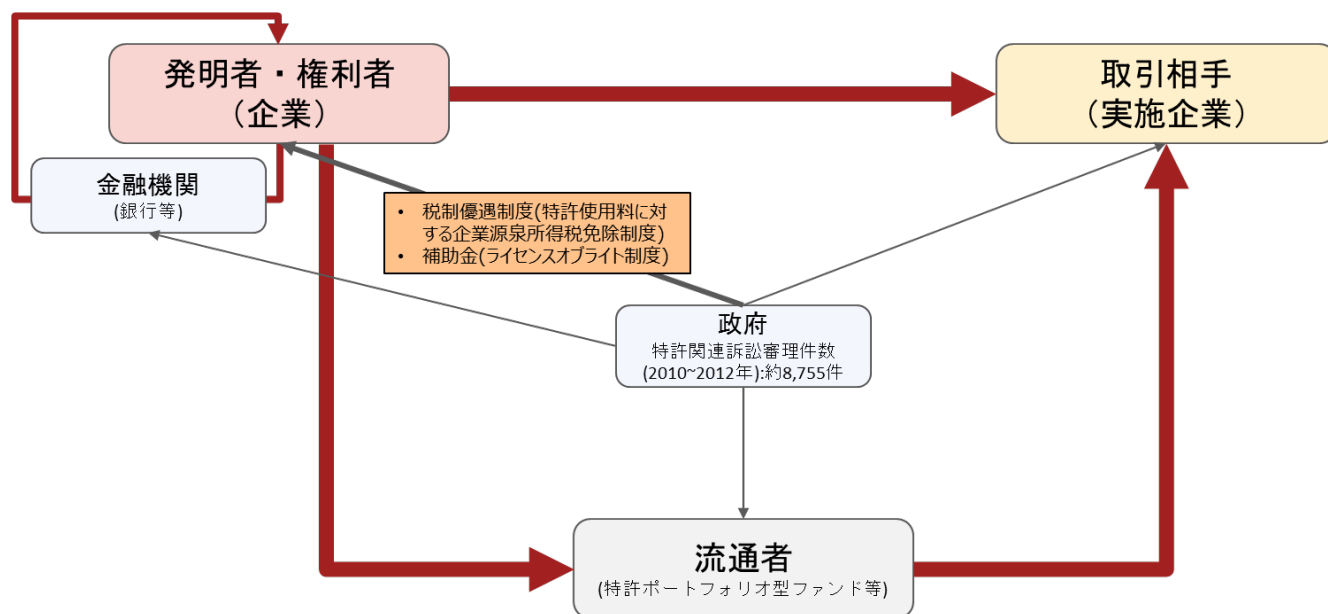
³¹ IPOS Press Releases (<https://www.ipos.gov.sg/media-events/press-releases/ViewDetails/cash-for-intellectual-property-through-loan-financing-now-a-reality-in-singapore/>) 最終アクセス日時：2017 年 12 月 1 日

³² 日弁連知的財産センター シンガポール知的財産制度の現地調査の概要報告 (https://iplaw-net.com/doc/2017/chizaiprism_201701_1.pdf) 最終アクセス日時：2017 年 12 月 1 日

		知的財産庁（IPOS）子会社のIP バリュールボは、未公開株投資のマカラ・キャピタルと共同で、未公開株投資ファンドの「マカラ・イノベーション・ファンド」（MIF）を設立した。	
	民間による 流通促進策	なし	

＜ドイツ＞知財関連市場状況及び活性化促進制度一覧

- ドイツ政府は特許の実用化を狙い、特許所有者の他社へのライセンス契約を促進するための税制優遇制度・補助金制度を施行している。
- 取引市場において、取引形態はライセンス契約が多く、売買はあまり行われていない。



大項目	小項目	制度	実態および企業の対応状況
見える化	財務会計基準（会計上の無形資産・知財の処理）	<IFRS> 研究開発費を「研究局面支出」と「開発局面支出」（一定の条件を満たす必要がある）に区別し、うち「研究段階支出」を費用として計上し、「開発段階支出」を無形資産として計上すると規定	2005年1月より、ドイツを含むEUのすべての上場企業が、IFRSの連結財務諸表への適用が強制される

	開示に関する制度 (IRに関する金融 庁や証券取引所による通達)	ドイツ連邦経済労働省 〈Intellectual Capital Statement 2004 策定〉 - 中小企業を主な対象として、知的資産報告の重要性・役割・開示モデル・作成プロセスについて説明 〈ドイツ商法典〉 - 全ての有限会社 (GmbH) 及び株式会社 (AG) は「企業価値の将来的な発展に著しい影響を及ぼす」可能性のあるすべての情報(財務情報及び非財務情報)を1年ごとに開示しなければならないと規定している	2006 年末には、約 80-100 社の種々の規模・業種の企業がモデル企業として参加し、知的資産報告書の指針作りに協力した
ビジネス取引	法制度 (含 訴訟関係)	なし	
	会計基準	〈IFRS〉 - 同一種類の無形資産の事後測定に関して、原価モデルと再評価モデルのいずれかを会計方針として選択する必要がある - 無形資産の耐用年数を確定できる場合、その期間にわたり償却する - 償却方法として、予想される資産の将来の経済的便宜の消費パターンを反映することが求められるが、その	2005 年 1 月より、ドイツを含む EU のすべての上場企業が、IFRS の連結財務諸表への適用が強制される

		パターンを確定できない場合、定額法を採用する - 無形資産の耐用年数が確定できない場合、減損テストを行う - 無形資産の減損処理後の償却費の振り戻しが不可	
	金融政策（取引を加速するための減税措置）	ロイヤリティフィーに対する企業源泉所得税免除制度 ＜ドイツ連邦税務局＞ - ドイツ国内の企業間の特許ライセンス契約に伴うロイヤリティフィーに対する企業源泉所得税を免除すると規定 - 特許権を持つ企業がドイツ以外の国の企業の場合、国によって税率が変わる（日本とドイツ間二国間租税条約により、双方のロイヤルティは免税）	＜未利用特許等の知的財産取引ビジネスの実態、NTT データ経営研究所/特許庁、2014年＞ 取引形態はライセンス契約が多く、売買はあまり行われていない
	補助事業・補助金	ドイツ特許商標庁 ＜ライセンスオブライツ (License of Right) 制度＞による、特許維持年金減額制度 ライセンスオブライツ制度とは、取得した特許のライセンスについて、他の企業がライセンスを希望する場合にライセンス契約を拒否しないことを宣言することで、特許の維持年金が半額に減額される仕組みである	

流通	国としての NPE・ トロール対策 知財関連訴訟の状況	なし	法務省<ドイツ連邦共和国における知的財産訴訟制度 2013 年度> - 対象裁判所(デュッセルドルフ地方裁判所等)及び弁護士のヒアリング調査により、ドイツではそれほど NPE の事案として見られないとのことであった Darts-ip(知財訴訟データベース業者)<The Rise of NPE Cases Outside US> 2011 年~2016 年、ドイツで行った NPE による知財訴訟数は 153 件である(米国での NPE による知財訴訟数は約 1.2 万件である)
	政府による流通促進策	なし	
	民間による流通促進策	なし	

Ⅲ 国内ヒアリング調査結果

1 ヒアリング実施先について

国内においては、以下の9事業者に対してヒアリングを実施した。

ヒアリングにおいては、国内の知財を取り巻く環境について俯瞰的な視点から現状把握をするため、知財の見える化・取引・流通等に関する知見を有する大手企業、ならびに、知財に関する専門家を中心に実施した。

カテゴリ	所属	所属機関、専門家の特徴	選定の根拠
企業	大手化学メーカー	オープンイノベーションに積極的であり、大企業同士で知財を梃子とした連携を実践。	優れた知財マネジメント、特に見える化・取引を実践している可能性が高い。
	大手IT・電機メーカー	株主向け知財情報の開示について、多くの実績を有する。	優れた知財マネジメント、特に見える化を実践している可能性が高い。
	大手インフラ企業	知財報告書を毎年作成しており、そこにて知財戦略や定量評価結果を示している。	優れた知財マネジメント、特に見える化を実践している可能性が高い。
	大手自動車メーカー	大規模な知財部門を有し、高度な知財マネジメントを実践。	優れた知財マネジメント、特に見える化・取引を実践している可能性が高い。
企業 専門家	大手商社付属シンクタンク	シンクタンクの知財コンサル部門。知財コンサルティング実務に基づく知的情報戦略の提唱者。	評価ツール（IP ランドスケープ）を用いた知財価値評価の実績がある。
監査法人 税理士法人	大手監査法人	価値協創ガイドライン、伊藤レポート2.0作成に携わっており、統合報告作成に関しての知見を有する。	統合報告について幅広い支援実績、知見がある。

	大手 M&A アドバイザー	M&A および事業再編支援のためのバリュエーション業務に関して豊富な実績がある。	M&A の pre-deal および post-deal について企業評価の実績がある。
金融機関・投資機関	大手ベンチャーキャピタル	国内最大規模のベンチャーキャピタルである。主に事業会社と連携して R&D 上のリターン／シナジーを含む投資を多数実行している。	知財の価値評価について何らかの意識、ポイント、手法を有している可能性が高い主体。
知財流通関係者	大手知財流通機関	世界中の研究者ネットワークを通じて、大企業等のインベンションのサポートを行っている。	知財の価値評価について何らかの手法を有している可能性が高い。

2 ヒアリング結果

本調査においてヒアリングを実施した内容は、各ヒアリング対象者の知的財産戦略の根幹をなすものであり、各社毎の機微情報を含むものが主である。

そのため、個社名を伴う形でのヒアリング結果については基本的に非公開とする。

IV 海外ヒアリング調査結果

1 米国調査結果

1.1 往訪先一覧

米国においては、計 12 者へのヒアリング対象を選定。網羅的に各専門分野でのエキスパートを選定し、ヒアリングを実施した。

カテゴリ	往訪先	略歴
企業	製薬系企業	知的財産管理における戦略を担当
	IT サービス企業	シリコンバレー拠点の大手 IT サービス企業で CIP0 を務める。グローバル技術、テレコミュニケーション、IT ビジネスに精通しており、IP や M&A など幅広い取引を実施 前職では通信系メーカーで法務や I 知財に関連する業務に携わる
	半導体設計大手企業	エレクトロニクス内での知的財産権および特許権に関する 15 年以上の経験を有する
	ベンチャー企業	化粧品関係のベンチャー企業の社長。知財を中心とした権利売却に成功
監査法人	大手監査法人知財サービス部門	知財を含むフォレンジックサービスのディレクター 通常の業務や訴訟の両面において複雑な財務分析や法医学査定の多くの側面に関与する
大学	大学 TLO	全米トップ 5 の移転件数を誇る機関のディレクター 前職では、通信メーカーの知的財産部として、アウトバウンドの特許ライセンス活動を主導し、グローバルアウトバウンド特許ライセンス組織を管理する 2012 年には、IP のあらゆる面で革新的な指導と支援を提供するために設立された IP コンサルティングおよびライセンスサービス会社を設立した
流通専門家	大手知財流通企業	世界で有数の知的財産専門家の一人で、知財流通機関においてマネージングディレクターを務める
法制度専門家	知財を専門に扱っている弁護士事務所	知財に関する訴訟や知財取引の法的ビジネスを長年行っている

	知財取引を専門とする弁護士事務所	知財を中心とした大規模取引、価値評価を含む活動、訟や知財取引の法的ビジネスを10年以上、日米に渡り行っている
知財専門家	知財専門学者	著者、特許未来主義者、エコノミスト IP管理のベストプラクティスを定義、作成、ベンチマーク、テストするためにし、著書にて革新的なIP管理をリードする企業の成功事例を紹介

1.2 調査結果

1.2.1 知財の「見える化」に関する状況

- ・ 外部向け知財情報公開実施状況
 - 開示目的
 - ・ 会計基準に基づいて、Annual Report への記載が必須となっているものがあるため。
 - ・ 業種（知財の有無が業績に直結する業種等）や企業戦略によっては、知財を Annual Reportに記載している可能性がある。
- ・ 内部向け知財情報公開実施状況
 - 開示目的
 - ・ 自社の知財の棚卸により、内部の知財を定性的な価値を客観的に見える化し、ビジネスにとって必要な知財の取捨選択をする。
 - ・ 自社ビジネスを安定して行うにあたり、自社の知財と他社の知財を比較し、自身の知財の位置づけや市場価値を把握し、各事業部もしくは経営層へフィードバックを行い、企業として知財を含めた経営戦略の検討材料とし、経営判断の指標とする。
 - 価値評価
 - ・ 多くの企業が、独自の評価手法に基づき定性的な価値評価を行っている。
（例：件数、定義の明確性、対象国、現在使用しているか否か、取得日等）
 - ・ いずれの企業も定量的な価値評価を実施してはいない。
 - ・ IPランドスケープ等の方法を用い、自社のビジネスに影響のある他社の知財の取得状況や、不足している知財が何かを把握する。
 - 開示対象
 - ・ 定期的にレポートとして知財の保有状況の報告を行うが、機密情報保護の観点から社員全てが常に知財の情報にアクセス可能な状態にはしない。
 - 実施主体者
 - ・ 主に知財部。内容によって、技術部や財務部、法務部と連携を行う。知財部と

法務部が同一となっている企業も存在する。

- ・ 知財担保融資
 - 融資は、企業全体に対して行われるため、知財を切り出して分析するなど知財担保融資を専門に取り扱っている部署はない。
 - 知財担保融資が行われているとしても、ビジネスと紐づいていない（事業化されていない）知財に対しては行わず、債権回収後に換金性の高い知財に対して融資を行っている可能性がある。
- ・ 知財に対する投資
 - 知財の価値ではなく事業の収益性を見て判断を行う。投資の判断の際に、それぞれの知財がいくらという金銭価値換算は実施しないが、事業の安定性を確保するために知財を防衛していることが重要であると考え文化が根付いている。
- ・ その他
 - 知財には、攻め（収益力があるか、市場を独占できるか）と守り（他社との提携、プロテクト）があり、企業内で「攻め」に使われる特許は全体のごく一部しかない。

1.2.2 ビジネス取引上の知財価値評価

- ・ 特許・特許ポートフォリオのライセンス契約
 - 自社内で研究開発を行い自前で製品を製造していくことは、コストと多様化した市場ニーズにすべからく対応するには、多大なコストもかかり、非効率かつ非現実的であることから、大学や研究機関に必要なシーズをアウトソースしており、収益性や用途によってライセンス契約や権利の売買を検討する。
 - ライセンスのロイヤリティ率はマーケット価格を参考にする。標準化の有無もマージン率の決定に影響を与える。参照先は主にInnographyやAQUA等の知財のデータベース及び分析を実施している企業によって算出された価格を基に適正な率を算出する。
- ・ 知財所有権取引／技術・特許獲得志向のM&A
 - 売買時の価格を決定する際の知財そのものの金銭価値換算は、実施していないもしくは、実施していても主にインカムアプローチにて実施しており（コストアプローチが採択される場合もある）、知財があることによってビジネスが見込めるかを検討するが、知財そのものが収益を生む場合以外は売却価格にそのまま知財単体の価値が乗ることはすくない。

- 売買時に、知財があることによって他社からの防衛ができており、事業計画に沿った収益を確実に達成する確度を合理的に図ることができ、ビジネス継続性における担保という観点での判断基準の一つにはなるが、知財がいくらであるかという金銭価値換算は実施していない。
- 売買価格は売り手と買い手のバランスによって決定される。そのため、保有者が知財価値を上げるために必要なものは、マーケティングと交渉となる。
- ・ 効果的なマーケティングを実施することによって、買い手の価値認識を高める。
- ・ 交渉によって価格を決定されるために有利な交渉を進めるべく、高度な交渉力を持つ代理人を利用することもある。
 - 保有する財産を売却すること（Exit）がビジネス戦略の一つの選択肢と考えているため、知財の売買に関してもハードルが低い。
- ・ その他
 - 知財の価値は市況やタイミングによって異なり、アイデアがコモディライズされるまでに長くかかるため、知財が創出されたタイミングでの価値を算出することにあまり意義を感じていない。

1.2.3 知財流通市場の概況

- ・ 知財流通市場の概況
 - 米国を代表するような大学でも、多くの研究者は研究結果の商業化を見据えた研究をしておらず、大学の技術移転機関等が研究とのビジネスマッチングを行う。
 - 米国においても優れた知財は企業は手放さず、流通市場に出ているのは低質な知財権もしくは、訴えない権利（Covenant not to sue）が大半である。
- ・ その他
 - 取引をされる知財は「Well-crafted（定義が明確）である」ことが求められ、明確に技術・用途や権利の実施対象国等が決まっているのが望ましい。そのため、曖昧に定義された知財については、価格算出の根拠が不明瞭となるため取引業者としても扱うのを好まない。

2 中国調査結果

2.1 往訪先一覧

中国においては、計 8 者へのヒアリング対象を選定。網羅的に各専門分野でのエキスパートを選定し、ヒアリングを実施した。

カテゴリ	所属	略歴
企業	大手通信事業者	研究開発型企業として、グローバルでもトップレベルの件数の知財権を確保。過去、知財獲得志向の事業買収・特許買収を実行した経験のある企業
	大手 IT 企業	数多くの知財取引を実行。知財の見える化・知財評価・知財流通について詳しい
	大手電機メーカー	中国の家電大手企業に属し多くの知財権を取得・活用。専門家自身は、知的財産領域で 10 年以上の経験を持つ
監査法人・会計事務所	資産評価協会関係者	企業融資・M&A、企業価値評価、無形資産評価等の分野において 30 年以上の経験を持つ。資産評価協会の理事であり、中国の資産評価分野の規制・基準の策定に参加した経験が豊富。
金融機関・投資機関	資産評価関係者	IP 分野において、30 年以上の経験を持つ 2000 年より、知財評価機関の最高責任者(総経理)として勤務し、知財評価の国家・業界水準策定に携わる
知財流通関係者	技術取引所関係者	中国の大手技術取引所に勤務。特許価値評価等の国家基準の策定に参加。知財分野で 10 年以上の経験を持つ
法制度専門家	弁理士関係者	知的財産分野で 10 年以上の経験を持つ 現在、弁理士協会の役員として勤務
中央・地方政府	政府関係者	知財領域で 15 年以上の経験を持ち、知財融資、知財評価、知財流通について詳しい

2.2 調査結果

2.2.1 知財の「見える化」に関する状況

- ・ 外部向け知財情報公開実施状況
 - － 中国の上場企業が規制当局の情報開示規定に応じて、企業の知財保有・取得件数や知財の定性的価値分析を年報、プレスリリース、記者会見等の場面で開示しているが、それ以外の知財関連情報を積極的に公開していることが少ない。
- ・ 内部向け知財情報公開実施状況
 - － 知財を重視する企業が、社内向けの知財情報公開手段として、知財データベース、定期・非定期知財状況報告書等が活用されている。内部向け知財情報公開の際に、定量的な知財価値評価を実施することが少なく、知財の重要性等の側面で定性的評価を実施することがある。
 - － 大手の技術・知財を重視する企業が、事業ごとに知財部を設置し、知財のみならず、技術や市場についても詳しい人員を配備し、知財部に知財管理・知財取引の権限を与えている。
- ・ 知財の会計上処理
 - － 自社開発の知財：新会計基準では、一定な条件を満たす開発費の資産計上が容認されると規定されているが、実務上企業独自の判断(税務上等の考慮)で実施するかどうかが決定される。
 - － 外部より取得した知財：取得原価で資産計上する。
- ・ 知財担保融資
 - － ある専門家は、近年、中国で知財担保融資が活発に行われていることに対し、統計上の知財担保融資額・件数の規模が大きいが、実際これらの融資案件が知財のみを重視した融資ではなく、知財以外の事業の収益性・持続性等の指標も重視した融資であると指摘した。
 - － 中国で知財担保融資を実施する際、国家認定の知財評価機関により、知財に対する価値評価を実施し、国家認定の知財評価レポートを知財価値の根拠として、銀行に融資を申し込むというのが一般的な流れであり、最終的な融資可否判断・融資金額は銀行が総合的リスク分析をした上で決定される。
 - － 知財担保融資の際の知財評価が、インカムアプローチを利用することが多く、比較的複雑で説得力があるというように言われる一方、一部の専門家より「企業の融資ニーズに応じて先に都合のいい金額を算定している」との指摘があった。

2.2.2 ビジネス取引上の知財価値評価

- ・ 特許・特許ポートフォリオのライセンス契約
 - － 特許権利者が特許利用者側へ契約の意図で交渉を发起し、特許利用者側が潜在的な訴訟を回避するために交渉に対応することが多い。
 - － 交渉の際、類似特許のライセンス料・訴訟賠償額(マーケットアプローチ)を参考し、双方の交渉やFRAND条件でライセンス料が決定される。
 - － 企業の知財部又は特許事務所・法律事務所が交渉を担当する場合が多い。
- ・ 知財所有権取引
 - － 特許利用者側が特許権利者へ交渉を发起することが多く、潜在的訴訟の回避や訴訟時・ライセンス契約時の交渉力向上を目的としたケースが多く見られる。
 - － 多くの所有権取引の際の取引価格は、過去の類似な特許取引価格や特許訴訟賠償額(マーケットアプローチ)を参考した上で、双方の交渉で決定される。一部、取引双方以外の第三者へ取引の詳細を説明する義務がある場合(国有知財の取引)のみ、国家認定知財評価機関で知財評価(インカムアプローチ)を実施する必要がある。
- ・ 企業が外部の特許事務所・法律事務所を活用し、相手と交渉する場合が多い。
- ・ 技術・特許獲得志向のM&A
 - － 技術・特許獲得志向のM&Aの場合、対象会社・事業のバリュエーションで、取引価格が決定される。
 - － 取引実行の際、税務上・規制上の利便性のために、対象会社・事業の無形資産を含む各種資産の識別及価値評価を実施する。この際の知財の価値評価が、適正価値の算定が目的ではなく、取引上の利便性の最大化を重視するケースが多い。
 - － 取引後の会計処理の際、各資産の取得原価(各資産の取引価格)で財務諸表へ資産計上する。

2.2.3 知財流通市場の概況

- ・ 知財流通市場の概況
 - － 知財流通市場で、特許事務所・法律事務所が主要な知財仲介業者であり、中国技術取引所等の公的・民間技術取引所が軒数や人員数が限られているため、高価値・高品質の知財の取り扱いが少なく、大量の低価値・低価格の知財の取引を中心に仲介している。
 - － 中国の知財流通市場の知財流通件数・流通金額が高く見えるが、実際、「知財の利活用(実用化や訴訟利用等)」を目的とした高価値・高品質の知財の流通以外、「ハイテク企業認定」を目的とした低価値・低品質の知財の流通も多く存

在している。

- ・ 知財流通市場の政策概況
 - － 特許のライセンス取引の促進策
 - ・ 一部の特許のライセンス取引(5年以上の独占許可等)に対し、補助金制度・税制優遇制度が施行している。
 - － 特許の所有権取引の促進策
 - ・ 中央政府による税制優遇制(知財取引に伴う法人税減免等)、地方政府による補助金制度(知財購入・売却に伴う補助金支給制度)が用意されている。
 - ・ これらの施策は企業の知財の利活用を目的とした知財取引を促進するために施行したが、「補助金・税制優遇を狙った裏取引」に濫用されることが指摘されている。
 - － 「ハイテク企業認定」制度
 - ・ 多くの企業が、「ハイテク企業認定」のために、低価値・低価格の知財を購入しており、制度の目的である「知財の利活用」や「イノベーション促進」に対する効果が限定的である。
- ・ 特許流通業者への促進・規制政策
 - － 公的知財取引機構の設立、知財取引業者への補助金制度等の促進政策が施行されており、知財流通業者の成長に寄与している。間接的に、知財仲介サービス費用の低減効果もある。
- ・ 知財訴訟に関する政策
 - － 特許権利者の利益を守るために、中国政府は特許裁判所の設立や特許賠償額上限の引き上げ等の措置を実施しており、企業の特許への重視を喚起し、特許取引を間接的に促進している。

3 韓国調査結果

3.1 往訪先一覧

韓国においては、計3者へのヒアリング対象を選定。網羅的に各専門分野でのエキスパートを選定し、ヒアリングを実施した。

カテゴリ	所属	略歴
企業	大手 IT 企業	社内での知財の管理・見える化に関して多くの経験を有する。過去、事業買収・特許買収を実行した経験のある企業
監査法人・ 会計事務所 中央・ 地方政府	知財評価機関の 役員	企業融資及び M&A の際の無形資産の評価を含めた企業価値評価に詳しい専門家。協会や大学にて、政府又は業界の規制・基準の策定に参加した経験のある専門家
法制度専門 家・知財流 通関係者	知財評価・取引 を支援する弁護 士	政府・民間の知財流通関連ビジネスを展開している会社で勤務し、知財分野で長い経験を持つ専門家

3.2 調査結果

3.2.1 知財の「見える化」に関する状況

- 外部向け知財情報公開実施状況
 - 大企業の知財保有・取得件数や知財の定性的価値分析を年報、プレスリリース、記者会見等の場面で開示しているが、それ以外の知財関連情報を積極的に公開していない。
- 内部向け知財情報公開実施状況
 - 大企業においては、内部マネジメントのために、知財の定性評価を行っている。その内容は、特許の技術的価値（計6項目）に関して、技術開発時および特許出願の3年後に評価し、S・A・B・Cの4段階に技術群を分類していた。Sについては研究開発投資の拡大などの社内活用が図られ、Cについては権利放棄となる。なお、これらの真の目的は経営層に対する研究開発活動や知財活動のアピールである。
 - 中小・ベンチャー企業においては、政府認定のための知財評価を実施している。政府認定以外に、評価結果を活用した取引・流通などは行っていない。
- 知財の会計上処理
 - 特段、日本と同じ状況である（外部より取得した知財：取得原価で資産計上し

ているが、自己創設知財の資産計上はしていない)。

- ・ 知財担保融資
 - － 知財担保融資については、主要な公的企業が2社存在したが、いずれも高質な知財が集まらず事実上の停止状態となっている。他方、政府認定が事実上の担保融資機能を果たしている。

3.2.2 ビジネス取引上の知財価値評価

- ・ 特許・特許ポートフォリオのライセンス契約
 - － 特許権利者が特許利用者側へ契約の意図で交渉を发起し、特許利用者側が潜在的な訴訟を回避するために交渉に対応することが多い。
 - － 交渉の際、類似特許のライセンス料・訴訟賠償額(マーケットアプローチ)を参考し、双方の交渉やFRAND条件でライセンス料が決定される。
- ・ 企業の知財部又は特許事務所・法律事務所が交渉を担当するケースが多い
- ・ 技術・特許獲得志向のM&A
 - － 技術・特許獲得志向のM&Aの場合、対象会社・事業のバリュエーションで、取引価格が決定される。
 - － 取引実行の際、税務上・規制上の利便性のために、対象会社・事業の無形資産を含む各種資産の識別及価値評価を実施する。この際の知財の価値評価が、適正価値の算定が目的ではなく、取引上の利便性の最大化を重視するケースが多い。

3.2.3 知財流通市場の概況

- ・ 知財流通市場の概況
 - － 知財流通市場で、特許事務所・法律事務所が主要な知財仲介業者であり、公的な取引所等も存在するが、高価値・高品質の知財の取り扱いが少なく、大量の低価値・低価格の知財の取引を中心に仲介している。
- ・ NPEへの促進・規制政策
 - － 特段の促進・規制は行われていないが、損害賠償額が低い点が事実上の参入障壁となっている。
 - － 外資系大企業において、パテントトロール等が経営課題化している状況ではない。

4 シンガポール調査結果

4.1 往訪先一覧

シンガポールにおいては、計5者へのヒアリング対象を選定。網羅的に各専門分野でのエキスパートを選定し、ヒアリングを実施した。

カテゴリ	所属	略歴
法制度専門家	大手法律事務所	知財を専門的に取り扱っている法律事務所であり、シンガポールにおける IP を俯瞰して把握している
監査法人	大手監査法人税務・M&A 関係アドバイザー	シンガポールにおいて企業の税制優遇措置についてのアドバイザー業務を実施している
知財流通関係者	大学技術移転機関	シンガポール内の大学での技術移転機関としてトップ3に入っている
	知財教育機関	公的な知財教育機関の一つ
	IP データベース提供事業者	IP ランドスケープを含む知財のデータベース及び評価、分析をするソフトウェアを提供している企業

4.2 調査結果サマリ

4.2.1 知財の「見える化」に関する状況

- ・ 自社で保有している知財を金銭価値換算するということはほとんどの企業で実施しておらず、評価ができるようにIPOSがIP ValueLabを設立したが、実際はわずかな件数しか評価はできていない。政府からのファンドもあるが、Valuation のコストが高く、実施は難しい。
- ・ 政府は、自社で知財が作れるように研究開発費の補助を行っているが、地理的な制限（十分な土地がない）と物価が高いことにより、研究開発は大きな成果が出せていないが、IPのマネジメントについては進んでいる。
- ・ 知財担保融資
 - － IPFSという知財金融スキームを作成したが、実施件数はまだ多くない。
 - － 知財担保融資を専門に扱う部署は存在していない。

- ・ 投資
 - － 投資家が知財について十分な知識を持っていないことにより、受理されないような申請中の知財も含めて投資してしまうため、投資額を引き上げるために不必要に申請される特許も存在する。

4.2.2 ビジネス取引上の知財価値評価

- ・ 特許・特許ポートフォリオのライセンス契約／権利の売買
 - － 政府により、知財取引による収入について税制優遇が設けられている。
 - － 社内外に評価のツールは存在しているが、実施の取引上の価値（価格）は、売り手と買い手の価値の合意によって決定される。

4.2.3 知財流通市場の概況

- ・ 知財流通市場の概況
 - － 大学の研究機関や技術移転機関が主要プレイヤーとして知財の流通に関与している。
- ・ NPEへの促進・規制政策
 - － NPEは、シンガポールでは大きな問題とはなっていない。

5 ドイツ調査結果

5.1 往訪先一覧

ドイツにおいては、計2者のヒアリング対象を選定。網羅的に各専門分野でのエキスパートを選定し、ヒアリングを実施した。

カテゴリ	所属	略歴
企業	大手製薬メーカー知財部	ドイツ最大級の化学・医薬メーカーである PBR が大きい 前年度の研究開発費上位のドイツ企業 IFRS 適用済みで、開発費用の資産計上や無形資産の開示を実施している企業
研究機関	大手研究開発法人 技術移転組織	欧州最大の応用研究機関で、実用的な応用研究を行っている。 69 個以上の異なる研究分野における独立した研究機関がある 7,000 件以上の特許データベースを所持している 30 年以上にわたって 15,000 件以上のライセンス契約を結んだ経験がある

5.2 調査結果

5.2.1 知財の「見える化」に関する状況

- 外部向け知財情報公開実施状況
 - アニュアルレポートに特許の件数や特許価値算定の方法、のれんを含む無形資産に関して豊富な情報が記載されている。
- 内部向け知財情報公開実施状況
 - 知財データベースを有しており、特許の統計データを閲覧することが可能である。
 - 知財データベースは、R&D管理能力の向上の目的のもと、経営層や従業員に開示されている。

5.2.2 ビジネス取引上の知財価値評価

- 知財の定量的な価値評価
 - 知財の定量的な価値評価は、マーケットアプローチやインカムアプローチで実

施されている。

- ・ 知財の定性的な価値評価
 - 知財の定性的な価値評価は、複数の観点から評価されるが、評価を精密に行うことは高負荷かつ不正確であると認識されている。
 - 特許・特許ポートフォリオのライセンス契約
 - ・ 商品化に必須な特許や技術を獲得、自社製品や技術の防御(訴訟や侵害の防止)ために行われる。
 - ・ 知財の価値評価は、知財の取得価格や実用化された際の価値を考慮しており、知財そのものの価値評価をすることはない。

VI 諸外国の憲法における知的財産の調査

1 各国憲法における知財の位置づけに関する調査結果

- シンガポール以外の国では、憲法において知的財産(財産権も含む)に関連する記載が見られた。
- 憲法の記載内容と知財政策の関連性について、米国と中国では部分的に見られたが、その他の国では見られなかった。
 - 米国：米国憲法における特許条項の存在は、特許法の制定に大きな影響をもたらしており、憲法では知財の独占的権利の保障と技術の促進を認めている。
 - 中国：憲法と国際条約が知的財産法の制定や改正に影響している可能性がある。憲法では創造活動の奨励と援助を行うと記述されている。

<米国の状況>

- 米国憲法における特許条項に基づいて米国の特許法が制定されており、州政府は特許法と抵触する法律を制定することができない。
- 実際、米国最高裁は、最高法規条項を根拠に、特許法と抵触するいくつかの州法を無効にしている。
- 憲法に特許条項が存在していることは、米国が連邦国家であることにも起因している。
- 専有可能性を尊重する記載があり、訴訟における損害賠償額の高さにつながっている可能性もある。

1789 米国憲法

[第1章第8条第8項] 著作者および発明者に対し、一定期間その著作および発明に関する独占的権利を保障することにより、学術および有益な技芸の進歩を促進する権限。

1790 米国初の特許法

＜中国³³ ³⁴＞

- 中国では、知的財産法の法源は大きく国内法と国際条約に分けられている。
- 中国憲法には、知的財産について直接言及した条文は存在しないが、内容的に知的財産の保護のための条文と考えられているものは複数存在する。
- これらの憲法の規定は、知的財産の保護というより創造活動の保障に重きを置いており、「知的財産法の指導および理論の基礎であり、知的財産法の司法活動の根本原則」であると解されている。

1982 中国憲法

[第47条] 中華人民共和国公民は、科学研究、文学芸術創作その他の文化活動を行う自由を有する。国家は、公民が行う教育、科学、技術、文学、芸術その他の文化事業のうち人民にとって有益な創造的活動に対し奨励および援助を行う。

1985 専利法(特許法)

知的財産に関連する国際条約

- ・「工業所有権の保護に関するパリ条約」(1985年に加入)
- ・「標章の国際登録に関するマドリッド協定」(1989年に加入)
- ・「商標の登録のため商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」(1994年に加入) 等

³³ 中国知的財産法の法源 憲法および知的財産権法 (<http://www.chinabusiness-headline.com/2012/10/28837/>)

³⁴ 米国特許法の基本～米国特許法及び米国憲法の関係～ (<http://beikokupat.com/us-patent/number1/>)

2 国別の憲法条文の内容について

	知的財産に関連する憲法の条文
日本 	第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。
中国 ³⁵ 	- 第 2 条 中華人民共和国のすべての権力は人民に属する。人民が国家権力を行使する機関は、全国人民代表大会および地方各級人民代表大会である。人民は法律により、様々な方法および形式を通じて、国家事務を管理し、経済および文化事業を管理し、社会事務を管理する。 - 第 20 条 国家は、自然科学および社会科学の事業を発展させ、科学および技術知識を普及させ、科学研究の成果および技術の発明及び創造を奨励する。 - 第 22 条 国家は、人民サービスを発展させるため、社会主義サービスの文学芸術事業、新聞・ラジオ・テレビ事業、出版発行事業、図書館博物館文化館その他文化事業のため大衆文化活動を発展させる。 - 第 47 条 中華人民共和国公民は、科学研究、文学芸術創作その他の文化活動を行う自由を有する。国家は、公民が行う教育、科学、技術、文学、芸術その他の文化事業のうち人民にとって有益な創造的活動に対し奨励および援助を行う。
米国 ³⁶ 	第 1 章第 8 条第 8 項 著作者および発明者に対し、一定期間その著作および発明に関する独占的権利を保障することにより、学術および有益な技芸の進歩を促進する権限。
シンガポール 	特になし

³⁵ 中国：中国憲法 (<http://www.togenkyo.net/modules/reference/28.html>) 最終アクセス日：2018/2/9

³⁶ 米国：米国特許法の基本 (<http://beikokupat.com/us-patent/number1/>) 最終アクセス日：2018/2/9

韓国³⁷ 	- 第 22 条①すべての国民は、学問及び芸術の自由を有する。②著作者、発明家、科学技術者及び芸術家の権利は、法律により保護する。 - 第 23 条①すべて国民の財産権は、保障される。その内容及び限界は、法律で定める。②財産権の行使は、公共福利に適合するようになければならない。③公共の必要に基づく財産権の収用、使用又は制限及びこれに対する補償は、法律により行われ、正当な補償を支払わなければならない。
ドイツ³⁸ 	- 基本権には記載なし。以下、立法に関する部分で一部言及されている。 - 第 73 条 [連邦の専属的立法分野]連邦は、次の事項について専属的立法権を有する。9. 産業上の権利保護、著作権および出版権 - 第 96 条 [その他の連邦裁判所、諸州の裁判所による連邦裁判権の行使](1) 連邦は、産業上の権利保護に関する事項について権限を有する連邦裁判所を設置することができる。

以 上

³⁷ 韓国：大韓民国憲法(<http://www.geocities.jp/koreanlaws/kenpou.html>) 最終アクセス日：2018/2/9

³⁸ ドイツ：Constitute(<https://www.constituteproject.org/>) 最終アクセス日：2018/2/9

平成30年2月

平成 29年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

諸外国における知財価値の評価に関する 調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： PwCコンサルティング合同会社

〒100-6921 東京都千代田区丸の内2-6-1

電話 (03)6250-1200 FAX (03)6250-1201

<https://www.pwc.com/jp/>